

～ 国際研修 ～

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修結果の概要

国際協力部教官 丸山 毅

1. はじめに

ウズベキスタン共和国から我が国に対する司法分野での支援要請にこたえるため、当職は、平成13年9月、国際協力事業団（JICA）の短期専門家として同国に派遣され^{*1}、法制度の実態調査を実施した。その結果、同国は計画経済から市場経済への移行を進めるために諸制度の改革を模索しており、特に司法制度の改革を重視していること、同国は旧ソ連邦時代から高いレベルの法学教育の伝統があり、確固とした法曹養成制度を有しているが、独立から間がないため、自由主義と市場経済を十分理解する者が乏しく、特に若い世代の法律家を研修する必要性が生じていること、同国の法制度は基本的に大陸法系に属しており、同じく大陸法系に属している我が国に対する関心が高いことなどが判明した。そこで、今年度から JICA が同国を対象とする司法分野での国別特設研修を5年間の予定で^{*2}開始し、当所がその実施機関となることとなった。以上の経緯で始まったのが、本件の研修である。

この第1回研修は、平成14年10月28日から同年11月22日までの日程で実施した（カリキュラムについては添付資料1、研修員等については資料2参照）。来日したのは、最高検察庁未成年者保護局ウマーロフ副局長、タシケント市ピシュケント地区検察庁キヤーモフ長官、タシケント市経済裁判所ホルバイエフ副所長、ブハラ州経済裁判所アジーモフ裁判官、司法省経済改革法令分析局カニャーゾフ局長、司法省法制局チュリーエフ局長の6名である。主テーマは、ウズベキスタンが市場経済への移行を図っていること等を考慮して「経済取引を促進する法制度」としたが、近時同国では中小企業の保護育成に関心が高まっていることから、今年度は、副テーマを「中小企業に関する法制度」とした。同時に、ウズベキスタンの法律家に日本の法制度の基本的情報を提供する必要があるが、また、今後の同国に対する支援を充実させていくためには、その司法改革に関する情報を入手することが不可欠である。そこで、我が国の民事・刑事裁判手続や法曹養成制度など、上述したテーマの前提となる我が国の基本的司法制度についても講義を実施したほか、ウズベキスタン側にできるだけ発表の機会を設けて、相互討論の形式でなるべく多くの情報を入手できるように努めた。なお、この研修と同時期に、当所は、ウズベキスタン最高裁判所バルキバエバ裁判官、タシケント法科大学グリャーモフ講師を専門家として招へいし、両国司法制

*1 名古屋大学大学院法学研究科の杉浦一孝教授（現同大学法政国際教育協力研究センター長）と当職が司法改革アドバイザーとして派遣された。

*2 ただし、3年後に改めて見直しをする。

度の比較研究を実施したので、両氏にも発表会に参加していただいた。本稿は、上記研修員6名と招へい専門家2名による発表内容を紹介するものである*3。これらの発表内容に触れて、少しでも多くの方々がウズベキスタンの司法制度や同国に対する法整備支援に興味と関心を抱いていただけるように念願している。

この研修の実施に当たり、御多忙中にもかかわらず、講師をお引き受けいただいた河本一郎先生を始めとする学者・実務家の方々、見学等を快くお引き受けいただいた最高裁判所を始めとする諸機関の方々、円滑な実施に多大な協力をいただいた財団法人国際民商事法センター（ICCLC）ほか関係機関の方々に、この紙面を借りて厚く御礼を申し上げる。

2. 各研修員・招へい専門家による発表の概略

発表内容を書き取った記録を資料として末尾に添付している（資料2-1ないし2-8）が、それぞれの発表要旨を当職において簡単にまとめて紹介したい。

(1) ウズベキスタンの刑事司法手続（ピシュケント地区検察庁キヤーモフ長官）

ウズベキスタンの主たる捜査機関は、内務省（警察）、検察庁、国家安全保障局であり、事件の種類によって担当する捜査機関が定まる。捜査機関には、「取調官」という捜査の専門官が置かれている。取調官は、犯罪の嫌疑があると判断すれば、刑事事件として手続を開始できるが、刑事事件の開始は24時間以内に検察官に通知しなければならない。被疑者を逮捕することは各捜査機関の権限であるが、逮捕後24時間以内に検察官に通知することを要する。逮捕による拘束期間は3日間であり、その後の勾留には検察官の許可が必要である。刑事事件の開始後の段階は、「取調べ」と呼ばれており、取調官が被疑者や参考人を取り調べるなどして証拠を収集する。取調べには弁護士が同席できる。「取調べ」期間は、原則3か月以内であるが、重大事件などは、制度上は最長で1年間まで延長が可能である。「取調べ」を終了した取調官は、起訴状を起案して記録とともに検察官に送付し、検察官が5日以内に起訴・不起訴を決する。起訴する場合は、一件記録とともに起訴状を裁判所に提出する。裁判所は、記録を検討し、7日以内に審理を開始する。審理は2か月以内に終了しなければならないが、制度的には最長6か月間まで延長が可能である。

(2) 経済裁判所の訴訟手続（ブハラ州経済裁判所アジーモフ裁判官）

ウズベキスタンの裁判所は、憲法裁判所、通常裁判所（民事・刑事・軍事）、経済裁判所の三つの系統に分かれている。民事事件と経済事件の区別は、民事訴訟法と経済訴訟法で定められているが、民事裁判所と経済裁判所の管轄が競合する場合には、民事裁判

*3 なお、本誌第5号（2002年9月号）に掲載の拙稿「ウズベキスタン共和国の司法制度について」及び本誌第7号（2003年1月号）に掲載の当所小宮由美国際協力専門官執筆にかかる「ウズベキスタン見聞録」を併せて御参照いただければ幸いである。

所で審理する。例えば、当事者（被告）が法人であれば経済裁判所、一般市民であれば民事裁判所が管轄するが、法人が法人と一般市民を同時に訴えた場合には、民事裁判所が管轄する。民事事件と経済事件の区別が判然としない場合にも、民事裁判所が管轄する。その意味では、民事裁判所は経済裁判所の機能を兼ねていると言える。

民事裁判所とは別に経済裁判所が設置されているのは、歴史的な要因による。旧ソ連邦時代には、国営企業間の紛争を仲裁委員会が処理していたが、ソ連から独立して市場経済への移行が始まったときに、仲裁委員会が経済裁判所に組織変更したのである。現在では、民事裁判所と経済裁判所を統一すべきであるという意見が強くなっているが、そのためには人材育成など課題が多い。

経済裁判所の第一審は、州経済裁判所で単独の裁判官による審理が原則である。裁判官は、訴訟が提起されてから5日以内に訴状を差し戻すかどうか決定し、審理をする場合には、訴訟提起から10日以内に審理の日程を決めなければならない。審理を開始すると1か月以内に判決の言渡しをしなければならないが、この期間は、州裁判所長官の判断により2か月まで延長することができる。訴訟費用は、訴額が100万スム^{*4}以下の事件では訴額の3パーセント、1000万スム以下では2パーセント、1000万スムを超えると1パーセントである。

第一審の判決に対して、当事者は1か月以内に控訴の申立てができる。控訴審は、州裁判所の3名の裁判官による合議体で審理される。控訴審判決は直ちに確定する。当事者は、確定した判決に対して、破棄審の申立てができる。破棄審の審理を行うのは最高経済裁判所である。また、違法な判決を発見したときには、最高経済裁判所長官、副長官、検事総長及び次長検事が最高経済裁判所に対して、監督審を申立てることができる。

(3) ウズベキスタン司法省の組織／弁護士監督（司法省法制局チュリーエフ局長）

ウズベキスタン司法省の機能は、大別して、①立法審査、②企業家の権利保護、③裁判所の管理及び判決の執行、④国民に対する司法的支援の四つがある。

法令は、憲法を頂点として以下、法律、国会令、大統領令、内閣令、省令の順序で階層を構成しており、下位の法は上位の法に違反することができない。法律の起草は所管の官庁が担当するが、国会に提出する前に、司法省がすべての法案を最終的に審査している。また、すべての法令は、司法省に登録して初めて効力を有する。司法省はすべての法令をデータベース化して管理している。

（企業家の権利保護については、カニャーゾフ氏の発表に譲る。）

次に、裁判所の管理について、司法大臣は通常裁判所の予算を賄う特別の基金を直轄している。裁判所の機材設備のほか裁判官の給与も司法省が管理している。司法省の各地方支部が管轄内にある通常裁判所の予算を管理するという形態を採っている。判決の執行も、各支部において管理している。なお、経済裁判所については、最高経済裁判所

*4 ウズベキスタンの通貨単位（1スム約10円）

が独自の予算権限を持っており、司法省の管理下にはない。司法権の独立のため、通常裁判所の予算権限も司法省から最高裁判所に移管するべきだという意見もある。

国民に対する司法的支援とは、具体的には企業の登録、公証業務、身分事項の登録である。公証人役場や民事登録所は司法省の付属施設である。

ウズベキスタンで弁護士になるには、ウズベキスタン国籍を有し、法科大学を卒業し、司法省の実施する試験に合格してライセンスを取得しなければならない。ライセンス交付時に、弁護士となる者は「弁護士の義務を遵守する」旨の契約を司法省と交わさなければならない。さらに、弁護士活動を始めるには、事務所を法人として設立して司法省に登録しなければならない。弁護士は、国民の権利を守る義務があり、依頼された弁護を拒絶することができない。弁護士に対して訴えが提起できるのは検事総長及びカラカルパクスタン共和国^{*5}検事総長に限られているなど、弁護士は法律上保護されている。

(4) 中小企業の活動に対する干渉の防止（司法省経済改革法令分析局カニャーゾフ局長）

ウズベキスタンでは、税務署、保健所、検察庁、エネルギー省、消防署、自然保護局など50近くの官庁が企業に対する監督権限を持っているが、旧ソ連邦時代から勤務している官吏の企業活動に対する無理解などから、官吏の干渉が横行して企業活動を阻害していた。そこで、1994年以来、企業活動を保護する法令が順次制定された。1996年に特別評議会が設置されて、監督機関が企業の審査をするには、この特別評議会の許可が必要とされ、1998年以降、企業に対する審査は1年に1回しかできないことになった。

企業の審査をする機関は、司法省の定める審査登録簿に審査を登録することが義務付けられており、司法省は監督機関の活動をチェックし、不当な干渉を発見すれば、損害賠償を求めて訴訟を提起したり行政処分をすることができる。不当な干渉の例としては、ある企業の審査中に他の企業の違反行為を発見して口止めの賄賂を要求する、審査対象の企業に出向かずに企業側を自分のオフィスに呼び出す、権力を誇示して不当に時間を掛けて審査するなどである。また、裁判所が企業家に対して有罪判決をした場合には、司法省の調査のために、その判決を司法省へ送付しなければならない。司法省の活動により、2002年1月から6月までに、780名の官吏が職権乱用により処罰を受け、106名が解雇された。また、有罪判決を受けていた企業家のうち500名以上が、司法省の調査後、裁判のやり直しで無罪となった。（もっとも、この点については、刑事法令の改正に問題があったという特殊事情がある。インフレのため脱税事件の罰金額が引き上げられたのだが、改正前の事件に旧法が依然適用されるか否かはっきりと決めていなかったため、改正前の事件は刑事事件として処罰できなくなったとして無罪とされた事件が含まれている。）

*5 ウズベキスタン共和国内の自治共和国である。

(5) ウズベキスタン民法の基本構造（最高検察庁未成年者保護局ウマーロフ副局長）

旧ソ連邦時代、連邦を構成する各共和国は自国の民法を制定していたが、連邦民法と矛盾することは許されなかったため、内容はほとんど同じだった。

ウズベキスタンの独立後、1995年に制定されたのが現行民法であり、私的所有を認めるほか、知的財産権、国際私法についても規定している。旧ソ連邦時代には生産手段はすべて国有とされ、相続の対象にならなかったが、現行民法では生産手段は私有することができるので相続の対象になる。しかし、土地と自然資源については私的所有が許されておらず、問題が残っている。

契約については、契約自由の原則が認められているが、他方、小麦などの重要な農作物については、農家と国有企業との間で契約が義務付けられているなどの例外もある。

所有権は法律で保障されるが、裁判官のほか検察官もその保障を監督する。所有権の侵害が検察庁に告訴された場合には、検察官が審査を実施して、どのような処分をするか—刑事事件を開始するか、民事訴訟を提起するか、行政事件として処理するか—を決める。司法省が一般市民のために損害賠償の訴えを提起する事例の方が多いが、検察官も同様の訴えを提起している。所有権侵害の告訴のうち刑事事件として処理するのは5パーセント程度であり、95パーセントは民事的に処理している。

(6) ウズベキスタン民法改正・商法制定の動向（タシケント法科大学グリャーモフ講師）

ウズベキスタンでは、国家基盤の強化、民主的國家の建設、経済発展による社会の安定、対外取引の活性化などを目的として、民法を改正し、商法を制定しようとしている。現行民法は、CIS 諸国の作成したモデル法に基づいて起草されたが、欠陥がある。例えば、公共財産と私有財産が区別されているにもかかわらず、公共財産の主体に関する規定がない。土地取引についても規定がない。法人に関する規定はあるが、詳細ではない。所有権、後見、保佐など基本的な概念について定義規定がない。また、「～については、他の法令で定める。」という引用規定が多すぎるという問題がある。引用規定が多いため、裁判官でさえ、法律の定める内容を理解するのに苦勞している。ウズベキスタン経済に今必要なことは外国からの投資を促進することであるが、民法には外国人投資に関する規定がなく、外資との合弁会社についても何ら定めがない。

法人に関する規定や商業取引に関する規定は、新たに制定する商法に移し、民法は知的財産や相続法など詳細にすべきところを詳細に書き直し、IT など新しい技術に関する規定も新設するなどすべきである。

なお、現在ウズベキスタンでは自然人が商人になるには登録が必要であるが、それは徴税が主な目的である。監督官庁による各種の審査を容易にする目的もある。税金は定額であり、銀行口座から引き落とす方法で徴収されている。

(7) ウズベキスタンの民事訴訟手続（最高裁判所バルキバエバ裁判官）

ウズベキスタン裁判所制度の基礎をなすのは、憲法107条の規定と1993年制定のウズベ

キスタン共和国憲法裁判所法である。裁判制度改革の中で、通常裁判所が専門化され、民事裁判所と刑事裁判所に分離した。裁判制度は、地方行政区画に対応しており、最下級の裁判所として民事裁判所は64庁の地区間裁判所（裁判官374名）、刑事裁判所は254庁の地区裁判所（裁判官476名）を持つ。最高裁判所と最下級の裁判所との間には、州裁判所、タシケント市裁判所及びカラカルパクスタン共和国最高裁判所がある。最高裁判所は下級裁判所の監督機関であり、裁判実務の監督を行っている。

民事裁判所はどの審級も第一審として審理することができるが、主に民事第一審を務めるのは地区間裁判所である。民事事件の訴えの提起は、訴状を裁判所に提出することによる。訴えを提起できるのは、自己の権利・法律上の利益の保護を求める者、検察官及び他人の権利・法律上の利益の保護を裁判所に求める職務上の権限を有する国家機関・個人である。

訴状を受理した裁判官は、原則として10日以内に証人の採否や証拠の採否を決定するなどの審理の準備をする。審理は証拠調べ、当事者による弁論、判決言渡しとの3段階に分けることができる。証拠調べにおいて、裁判官は訴状に記載されていない事項についても積極的に質問する。弁論が終了すると、裁判官は特別室で判断を決し、直ちに法廷に戻って判決の言渡しをする。ウズベキスタンでは、判決は法令の一種と考えられている。

第一審の判決に対して、当事者又は検察官は20日以内に控訴の申立てができる。20日間が経過すると判決は確定するが、確定した判決に対しては、確定から1年以内に破棄審の申立てができる。控訴審と破棄審の手続は同じであり、申立期間が異なるのみである。控訴審・破棄審は第一審の続審である。なお、上級審から判決の取消しを命じられた原審の裁判官は、再度の考案を求めて上級審に不服申立てをすることができる。

控訴審・破棄審に対する上級審として、監督審がある。監督審の申立てができるのは、タシケント市裁判所長、州裁判所長、最高裁判所長官・副長官及び検事総長・次長検事である。監督審への申立てがなされると、判決の執行を一時停止することができるが、扶養料の請求、健康被害による損害賠償の請求など判決の即時執行が規定されている事件については、執行の一時停止ができない。

ウズベキスタンの民事裁判制度は、まだ流動期にある。発表者の見解であるが、当事者に申立権のない監督審は、将来的に廃止される可能性がある。

(8) 経済裁判所の役割（タシケント市経済裁判所ホルバイエフ副所長）

経済裁判所の審理と民事裁判所の審理に大きな違いはないが、1998年の経済訴訟法改正によって「裁判の命令」という制度が新設された。これは、金銭の支払いを求める請求を被告が認諾する場合に、経済裁判所が直ちに支払い命令を出す手続である。申立費用は訴え提起の費用の半額であり、原告・被告とも裁判所に出頭する必要がないので、時間と費用が節約できるため、効果的に利用されている。

経済裁判所は、中小企業に対する法的サービスを拡充している。裁判官が毎日当番制

で、訴状の作成に関する相談を受けて指導をしている。また、裁判官が講義や論文の発表により、経済法令の遵守に関するプロパガンダをしている。2001年の実績では、経済裁判所の裁判官が経営者に対して515回の講演をし、ラジオ・テレビに65回出演して現行法の説明をし、新聞・雑誌に64本の論文を発表した。裁判官は、タシケント国立大学で経済法の講義も担当している。そのほか、最高経済裁判所は独自の教育センターを有し、中小企業の経営者や法律家の再教育を行ったり、新法や経済問題についてのセミナーを実施するなどしている。

個人事業主が訴えを提起する場合には、訴訟費用について特典がある。費用支払いができないときは、裁判所が手数料を免除して審理をし、後に被告から取り立てることができる。監督機関や公務員の越権行為を訴える場合には、費用が免除される。

ウズベキスタンは経済活性化の努力をしている。外資導入のため、外国人投資家の優遇を図り、新法が外国人投資家に対して従来よりも不利益な条件を課す場合には、旧法が10年間適用されることになっている。会社設立手続も改善され、従来は様々な役所別に申請手続を行う必要があったが、2001年10月から一つの窓口ですべての手続を行うことに改められ、個人事業の場合は8日以内、法人の場合は12日以内に手続が終わるようになった。

しかし、まだ課題は残っている。まず、企業に掛かる税金の税率が高いこと、官吏が企業に圧力を加える事例があることである。経済裁判所の問題としては、州レベルの裁判所までしかなく、経済事件の当事者が出廷に困難を来す場合があることである。経済裁判所としては、裁判官の方が出向いて審理することで対応している。また、企業家の法律知識が低いために経済紛争が発生しているという問題もあるが、根本的には、法律が毎日のように改正されていることが問題である。



〈ウズベキスタン研修カントリーレポート発表会風景〉

資料 1

第 1 回ウズベキスタン法整備支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
10 / 28	月	講義：法務省の機構と役割 国際協力部長 尾崎道明	講義：会社法泣かせの中小企業 神戸大学名誉教授 弁護士 河本一郎	法総研 (大阪)
10 / 29	火	講義：日本の司法制度 国際協力部 教官 田中嘉寿子	大阪高等検察庁 検事長表敬 講義：日本の裁判所制度 国際協力部 教官 山下輝年	
10 / 30	水	講義：民事訴訟法（第一審の訴訟手続） 大阪地方裁判所 判事 徳岡由美子	講義：民事訴訟法（上訴） 大阪高等裁判所 判事 小野洋一	
10 / 31	木	講義：刑事訴訟法（捜査） 国際協力部 教官 丸山 毅	講義：刑事訴訟法（公判） 国際協力部 教官 丸山 毅	
11 / 1	金	法廷傍聴 大阪地方裁判所	裁判官との座談会 大阪地方裁判所	
11 / 2	土			
11 / 3	日			
11 / 4	月	祝日		
11 / 5	火	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	
11 / 6	水	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	
11 / 7	木	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	ウズベキスタン発表・質疑応答 セミナー室	
11 / 8	金	自由研究	カントリーレポート発表 国際会議室	
11 / 9	土	東京へ移動		大阪→東京
11 / 10	日			

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
11 / 11	月	所長表敬 最高裁判所見学	見学／講義：司法修習制度と裁判官の研修制 司法研修所	法総研 (東京)
11 / 12	火	講義：日本の法体系と立法手続 法務省刑事局 局付 山田利行	講義：中小企業政策の背景及び最近の施策概要について 中小企業庁国際室企画官 大久幸昭	
11 / 13	水	講義：中小企業基本法の概要について 中小企業庁企画課企画一係長 遠藤幹夫	講義：中小企業金融の全体像及び中小企業に対するファイナンス 国民生活金融公庫 融資部管理課長 高梨晴雄 国際交流室副調査役 角田謙一	
11 / 14	木	講義：日本の弁護士制度 日本弁護士連合会 弁護士 田邊正紀	法務事務次官 表敬 見学 森綜合法律事務所	
11 / 15	金	講義：財産法の構成と社会発展 横浜国立大学 教授 松尾 弘		
11 / 16	土	名古屋へ移動	討論会：日本から見たウズベキスタン司法改革 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター)	東京→名古屋
11 / 17	日			
11 / 18	月	見学 トヨタ自動車	名古屋大学訪問 (大学院法学研究科長表敬) 大阪へ移動	名古屋→大阪
11 / 19	火	講義：日本の近代経済史 神戸大学 教授 吉井昌彦	質疑応答	法総研 (大阪)
11 / 20	水	見学 大阪刑務所	見学 大阪証券取引所	
11 / 21	木	PCM 「ウズベキスタンの中小企業振興における法令上、法制度上の問題点」		
11 / 22	金	資料整理	評価会 閉講式	OSIC
11 / 23	土			
11 / 24	日			

資料 2

第 1 回ウズベキスタン共和国法整備支援研修員名簿

1		ウマーロフ トリブジョン アブドゥアジゾヴィチ	
		Mr. UMAROV TOLIBJON ABDUAZIZOVICH	38才
		最高検察庁未成年者保護局副局長	
2		キヤーモフ ムヒディン テムロヴィチ	
		Mr. KIYAMOV MUHIDDIN TEMUROVICH	35才
		タシケント市ピシュケント地区検察庁長官	
3		アジーモフ ヤンダシュ アフメドヴィチ	
		Mr. AZIMOV YANDASH AKHMEDOVICH	39才
		ブハラ州経済裁判所判事	
4		ホルバイエフ ソビル バラトヴィチ	
		Mr. KHOLBAYEV SOBIR BORATOVICH	37才
		タシケント市経済裁判所副所長	
5		カニヤゾフ エセムラト スルタムラトヴィチ	
		Mr. KANYAZOV ESEMURAT SULTAMURATOVICH	31才
		司法省経済改革法令分析局長	
6		チュリーエフ シュフラット アスカロヴィチ	
		Mr. CHULLIEV SHUHRAT ASKAROVICH	30才
		司法省法制部長	

(招へい専門家)

1		バルキバエバ ジャナグル イスマイロブナ	
		Ms. BALKIBAEVA JANAGUL ISMAYLOVNA	40才
		ウズベキスタン最高裁判所判事	
2		サイディラ S. グリヤーモフ	
		Mr. SAYDILLA S. GULYAMOV	26才
		タシケント法科大学国際私法講座副主任・講師	

研修監理員：大橋千加子 通訳：メルギチョーワ ナターシャ

主任教官：丸山 毅（田中嘉寿子） 事務担当：上谷智子（植田廉太郎）

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月 5 日 午前10時～12時30分

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

タシケント市ピシュケント地区検察庁長官
キヤーモフ ムヒディン テムロヴィチ

記録

研修コーディネータ 木村恭子

ウズベキスタンの刑事司法手続

私は、ウズベキスタンの刑事司法制度について、できるだけ分かりやすくお話したいと思います。

1. 刑事事件開始まで

最初に刑事事件開始の理由について話します。捜査を始めるには、刑事事件の開始をしなければなりません。ウズベキスタンの刑事訴訟法によると、公判審理を始めるまでに数段階あります。刑事事件開始の理由を得ること、事前捜査、初動捜査、取調べです。刑事事件を開始する理由としては次の五つがあります。

- ①個人の要請（告訴・告発）
- ②企業・機関・公的団体・官吏の通報（告訴・告発）
- ③マスメディアの通報（報道）
- ④捜査機関・取調官・検察官による証拠の発見
- ⑤自首

これらは刑事事件を始めるきっかけであって根拠ではありません。そして、刑事事件を始めるかどうか、まず事前捜査を行います。この手順は法律には定められていません。具体的にどんな事件についてどんな機関が事前捜査を行うか決められていないのです。それは通報を受けた機関が始めます。

（質疑応答）

Q. 刑事事件の開始を要請する個人とは被害者ですか、それともだれでもできるのですか。

A. だれでもできます。

Q. マスメディアの通報とはどのようなものですか、だれかを逮捕するようという通報ですか。

A. 例えば、法律違反が記事になれば、それを調査します。

事前捜査というのは、法律には定められていない手続であり、法律上の用語ではありません。あらゆる捜査機関は事前捜査に従事することができます。

内務省（警察）、国家安全保障局、検察庁が主な捜査機関です。例えば、経済裁判所の事件を審理しているときに、刑事事件の疑いが生じれば、検察庁がその事前捜査を行います。犯罪の嫌疑が明白であれば事前捜査は必要ありません。例えば、自首の場合は、事前捜査は必要ありません。事前捜査の期間は定められていませんが、例えば、個人による要請があった場合、通常は1か月以内に事前捜査を終了しています。

（質疑応答）

Q. 事前捜査は、法律に定められていないということですが、秘密のうちに始めてもよいのですか。

A. 秘密にする必要はありません。

Q. 秘密にやらないと、情報を集めにくいこともあるのではないですか。例えば、マスコミで報道された公務員の事件などはどう捜査するのですか。

A. マスメディアで明らかになった場合など、その資料に基づいて捜査を始めます。

2. 刑事事件の開始

事前捜査の結果、犯罪の嫌疑があると判断された場合は、刑事事件が開始されます。刑事事件捜査の主な課題は、証拠を集めてその真偽を判断し、その犯罪が本当に起きたかどうか調べることです。事前捜査を実施した機関が刑事事件を開始したときは、24時間以内に検察庁に通知をします。刑事事件開始後の手続は取調べです。取調べをすることができるのは、取調官と検察官だけであり、内務省、検察庁、国家安全保障局に取調機関として取調官が置かれています。日本の郵政監察官のような専門的な取調官はいません。各捜査機関は犯罪の種類によって取調べを分担します。殺人・強姦・エコロジー犯罪など重大な犯罪は検察庁が担当し、内務省は健全な肉体に対する犯罪や道徳に対する違反などを担当します。

しかし、地方で事件が発生した場合など、その付近に取調官が不在の場合もあります。そのようなときは、警察官など取調官以外の者が初動捜査を実施します。初動捜査の期間は10日間です。初動捜査を実施した機関は、取調官にすべての捜査書類を渡します。

被疑者の逮捕は、各捜査機関の権限でできます。しかし、逮捕後24時間以内に検察官に逮捕を通知しなければなりません。逮捕後の勾留を許可するのは検察官の権限です。

3. 取調べ

取調段階では、証拠を集めたり、証人を呼んで話を聞いたりします。日本のシステムと違うのは、刑事事件の90パーセントが取調段階で有罪か無罪かほぼ見通しがつくことです。そして、もう一つ違うの

は、取調段階から弁護人が入り、取調べにも立ち会うことです。取調段階から弁護人は取調機関の証拠に対して反駁できます。そして犯罪者がそれ以上の犯罪を重ねないように、犯罪者に誓約書を書かせたり、職場の人に保障させたり、勾留や保釈金等の処置を採ります。未成年者の場合は保護者の監督下に置きます。

(質疑応答)

Q. 初動捜査段階や取調段階に分けるのはなぜでしょうか。

A. 初動捜査段階で捜査をやめて、取調段階を経ずに事件が検察庁へ送られることもあります。初動捜査段階では、本当に犯罪が起こったかどうか確認するのです。

Q. それでは事前捜査と初動捜査の違いはどこにありますか。

A. 事前捜査の段階ではまだ刑事事件が開始されていません。刑事事件を開始するかどうか、審査します。

Q. 刑事事件を開始するにはだれの決裁が必要ですか。

A. すべての取調官が開始できます。開始した取調官は24時間以内に検察庁に連絡しなければなりません。

Q. 刑事事件はどのように管理されていますか。例えば、事件番号が付けられますか。

A. 番号が付けられます。

Q. 事前捜査に期間はありますか。

A. 法律では決められていません。根拠があれば刑事事件を開始します。

取調べにおいては、特別なカテゴリーがあります。未成年者が起こした犯罪、精神病患者の犯罪は普通の犯罪とは別に取り調べられます。犯罪を起こしたときに、本当に精神病であったかどうか確認しなければなりません。本当に精神病を患っていれば、裁判では判決ではなく、強制的医療措置の決定が出ます。未成年者の場合は、必ず弁護士と親権者が取調べに同席しますし、教師又は心理学者が取調べに参加することができます。

取調べは3か月以内に終わらせなければなりません。初動捜査が行われた場合は、初動捜査期間である10日間を含めて3か月以内です。地区検察庁の検察官はそれを4か月まで延長できます。カラカルパクスタン共和国、州級の検察官は5か月まで、次長検事は7か月まで、検事総長は9か月まで延長ができます。また、重大事件や複雑困難な事件については、検事総長は最大1年まで延長ができます。

(質疑応答)

Q. 刑法341条には、10日以内に初動捜査を終えなけ

ればならないとありますが、初動捜査段階ではどんなことをするのですか。

A. 事前捜査と基本的に同じです。

Q. 逮捕の期間はどれくらいですか。

A. 3日間です。

Q. 逮捕は捜査機関の判断で逮捕できるのですか。

A. できます。

Q. それを決裁するのはどんな立場の人ですか。

A. 各取調官ができます。その後検察官に報告します。検察官は逮捕の条件に違反がないかどうか調べます。

4. 起訴の決定

取調官は、取調べ終了後、起訴状を作成して記録とともに検察官に送ります。検察官は5日の間に記録を検証し、次の5種類の内どれかの判断を下します。

①起訴状を承認して、事件をそのまま裁判所に送る。

②犯罪を軽くして起訴状を承認し、事件を裁判所に送る。

③追加取調命令を出して取調官に差し戻す。

④事件の一時中断。

⑤事件の打ち切り。

取調べはここで終わり、次に法廷審理に入ります。

Q. 起訴前に最長1年間身柄を拘束されるわけですね。

A. そうです。

Q. 平均的な拘束期間はどれくらいですか。

A. 3か月です。3か月以内に終わらないと、担当の捜査官にマイナス評価が下されます。

Q. 特に重大な犯罪、例えば、殺人など検察官自身が捜査することはありますか。

A. その権利はあります。

Q. 検察庁の他の職員が調べることはありますか。

A. 検察庁には取調官と検察官がいます。検察官は取調べのどの段階にも介入できます。

Q. 3か月は長いですね。それを短縮することはできますか。

A. できます。3か月は一般的上限です。

Q. 例えば、路上の引ったくりなどの犯罪では何日くらい取調べをするのでしょうか。

A. 1か月から1か月半くらいでしょうか。

5. 法廷審理

裁判所に刑事事件が起訴されると、担当裁判官は7日以内に審理を開かなければなりません。その間に裁判官は証拠を検討し、どの証人を公判で尋問するかなど、どのように審理を進めるか決めます。公判では証拠集めは行いません。審理は基本的に公開

裁判ですが、未成年者の事件や強姦事件の場合は非公開にすることができます。審理に参加するのは、被告人、弁護士、必要ならば医者、検察官、さらに、被害者、民事原告、民事被告です。検察官は公訴人として参加します。日本では審理中でも検察官が証拠を集めることがあるそうですが、ウズベキスタンでは検察官は公訴を行うだけです。ウズベキスタンでは、裁判を行った結果、無罪と分かれば、検察官は公式に公衆の面前で公訴の取下げを行います。ウズベキスタンでは、弁護士より検察官の方の立場が強いという議論がありますが、私見としてはそうは思いません。検察官は公訴人なので公訴をしなければなりません、それが無罪だと分かった場合、公衆の面前で公訴の取下げを行わなければなりません。その点、弁護士は被告人が有罪でもそのような決まりはないので強い立場で発言できると思います。

(質疑応答)

Q. 検察官は、有罪だと確信するから起訴するのではないのですか。

A. 有罪か無罪かを決めるのではなく、公判を始める条件が整っていると判断したときに起訴します。

Q. 例えば、どんなときに無罪になりますか。

A. 具体的には様々です。証拠や証人が間違っていたとか、精神病患者の鑑定が間違っていたとか。

Q. 経済事件なら、原告と被告の言い分が食い違って、その評価によっては有罪か無罪か判断が難しい場合があるのは分かりますが。

A. そういうこともあります。最初に刑事か民事か経済事件かを決めますが、その分け方が間違っていた場合は、検察官は公式に公訴を取り下げ、訴訟のやり直しをします。

ウズベキスタンでは審理の期間は2か月以内と決められています。期間の延長について、州裁判所長官は4か月まで、最高裁判所副長官は5か月まで、最高裁長官は6か月まで延長することができます。この期間内に審理を終えなければなりません。

(質疑応答)

Q. 原則として2か月以内で終えないと裁判官はマイナス評価されるかも知れないわけですね。

A. そうです。

裁判の審理では、取調べの段階で集められたすべての証拠に加え、必要な鑑定書などが審理されます。審理が始まると、口頭弁論が始まります。弁論を開始するのは公訴人である検察官です。検察官は被告人の罪状と証拠を述べます。そして、罪を加重あるいは軽減する状況があるかどうか述べます。そして損害の程度を述べ、賠償できるかどうかを述べ、求刑します。弁護士は被告の無罪を証明するための証

拠を出し、意見を述べます。その後被告人の陳述があります。

審理が終わると、裁判所はふさわしい刑罰を決めます。判事は合議室に集まり、刑罰の重さと期間を話し合います。主な刑罰は8種類です。罰金、特定の権利の剥奪、強制労働、役務制限、拘留、懲戒部隊への編入、自由の剥奪、死刑です。

拘留と自由の剥奪は別々の罰です。拘留では刑務所に入ります。自由の剥奪は社会から隔離して服役地に送ります。拘留は1か月から6か月間、自由の剥奪は6か月以上25年以下です。

判決を言い渡した後、当事者がその判決に不服があればそれを申し立ててよい旨、説明があります。上訴は控訴審、又は破棄審で行われます。

判決を言い渡してから10日間以内に控訴ができます。破棄審と監督審の申立期限は1年以内です。控訴がなければ、10日後、裁判の判決の執行が始まります。犯罪者の処分に際して、犯罪者がそれに従わない場合、更に重い刑罰が科せられます。

以上で報告を終わります。一つだけ言っておきたいのは、今のウズベキスタンの司法制度はすべて、旧ソ連邦のシステムを引き継いだものだという事です。ウズベキスタンでは現在司法改革が進んでいますが、我が国には「新しいものを作る前に古いものを壊すな」ということわざがあります。ですから、今、新しい法律作りのために諸外国の司法制度を学んでいます。例えば、日本では人材教育の方法に感銘を受けました。古いシステムからいいものだけを残して、より良いものを作り上げていきたいと思っています。

(質疑応答)

Q. 控訴せずに破棄審の申立てをすることはできますか。

A. できます。

Q. それはウズベキスタン特有のシステムですか。

A. そうです。旧ソ連邦諸国の法律はお互いに似通っていますが、差異もあります。

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月 5 日午後 2 時～ 5 時

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

ブハラ州経済裁判所判事

アジーモフ ヤンダシュ アフメドヴィチ

記録

研修コーディネータ 木村恭子

経済裁判所の訴訟手続

私の発表では、経済裁判手続の要点を紹介し、質疑応答により日本の皆さんの疑問に答えていきたいと思えます。

ウズベキスタンの裁判所は 3 種類に分けられます。憲法裁判所、通常裁判所（民事・刑事・軍事）、経済裁判所です。民事裁判所では民事訴訟法に従って、経済裁判所では経済訴訟法に従って審理されます。経済訴訟法は 1997 年に制定され、1998 年 1 月 1 日に施行されました。訴訟は、損害を被ったあらゆる人が起こすことができます。経済裁判所は与えられた権限の範囲で審理を行い、経済訴訟法に定められた手順に従って訴訟を取り扱います。

経済裁判所の第一審は、州経済裁判所の単独の裁判官による審理が原則です。訴訟が起こされてから 10 日以内に裁判所は審理の日程を決めなければなりません。訴訟が起こされても、裁判官は審理を行わず当事者に差し戻すこともあります。差し戻すかどうかは 5 日以内に決めなければなりません。そして、当事者は審理の日時を郵便などの方法で知らされます。審理を開始してから判決を言い渡すまでの期間は 1 か月以内ですが、州経済裁判所長官の判断により、2 か月まで延長できます。

当事者は判決が確定するまでに不服の申立て、控訴ができます。控訴審は州経済裁判所で 3 名の裁判官による合議体で行われます。控訴期間は第一審の判決から 1 か月以内です。控訴審判決は言渡しにより確定します。

当事者は確定判決に対して、破棄審の申立てをすることができます。破棄の申立ては、判決が確定して以降も、控訴の判決が言い渡された後でもできます。破棄審申立ては最高経済裁判所に対して行います。判決が言い渡されてから不服の申立てをするには、州裁判所を通じて最高経済裁判所に記録を送ります。第一審で出された判決、控訴審で出された判

決はともに、確定から 1 か月以内に破棄審へ申し立てることができます。

また、違法な判決や決定を発見した場合には、最高裁長官、副長官、検事総長、次長検事は最高経済裁判所に対して、監督審の申立てをすることができます。どういうときに監督審を行うかと言えば、例えば、審理が不法に行われたときです。

（質疑応答）

Q. 経済訴訟法第 157 条に、控訴審は第一審を行った州経済裁判所で行うとありますが。

A. 州経済裁判所では、第一審のときに単独の裁判官が審理し、控訴審では合議体で判決の見直しを行います。

Q. 第 23 条は、通常裁判所の管轄に属する要件と経済裁判所の管轄に属する要件が絡み合う事件の場合には、通常裁判所で審理するとされていますが、例えば、どんなときですか。

A. 当事者が法人と法人の場合は経済裁判所で、法人が個人や非登録の法人を訴える場合は通常裁判所、つまり、民事裁判所で行います。原告が個人と企業の両方を同時に訴えたりしている場合には民事裁判所の方へ送られています。

Q. なぜ通常裁判所へ送るのですか。なぜ経済裁判所と民事裁判所で別々に審議しないのですか。

A. どこまでが経済事件で、どこまでが民事事件かははっきりしていれば、別々に審議しますが、はっきりしない場合は通常裁判所に送ります。

Q. 民事裁判所の判決と経済裁判所の判決が矛盾する場合はどのように解決するのですか。例えば、企業が個人を代理人として行った取引の有効性が争われた場合に、代理人の責任に関して民事裁判と経済裁判の判断が違っていたりする場合はないのですか。

A. そういうことはありません。最初に個人の責任が追及されるべきかどうか決められます。代理人に責任があれば、個人で責任を取ります。責任がなければ企業に対する裁判になります。取引が有効かどうか経済裁判所で判断します。取引が無効が認定されれば経済裁判所では裁けないので、民事裁判所で審理されます。経済裁判所は企業と企業の争いしか扱いません。個人の裁判は民事裁判所が扱います。

Q. 経済裁判所が民事裁判所へ送った事件が、個人は関係ないとして、再び経済裁判所へ送り返されたりする場合はないのですか。

A. その場合も民事裁判所は自らの判断で判決を出します。つまり、民事裁判所は経済裁判所を兼ねることもあるわけです。

Q. 経済裁判所と民事裁判所が事件ごとに協議して管轄を決めたりしていないのですか。

- A. それは法律で定められています。
- Q. 何という法律ですか。
- A. 経済訴訟法と民事訴訟法です。
- Q. 何条ですか。
- A. 経済訴訟法第23条, 第24条です。
- Q. 民事裁判所の負担が大きいではありませんか。
- A. 以前は一つの通常裁判所が刑事・民事のすべての事件を審理していました。2000年度に変更があって民事裁判所と刑事裁判所が分かれ, 通常裁判所の負担が軽減されました。経済裁判所は州級しかありませんが, 民事裁判所は地区級もあるので, 多くの事件に対応できていると思います。
- Q. なぜ当事者に個人が含まれていると民事事件になるのですか。個人の権利を守るためだと思いますが, 特に理由があるのですか。
- A. それは歴史的な要因によります。旧ソ連邦時代には経済裁判所はなく, 仲裁委員会がありました。この仲裁委員会は企業間の争いを見ていましたが, 当時はすべて国営企業でした。個人が企業を起こす権限はありませんでした。そして, 市場経済への移行が始まり, 民営化が始まりました。仲裁委員会は経済裁判所になりました。民事裁判所と経済裁判所とを統一しようという声は上がっていますが, まだ理論的に詰める必要があります。経済裁判所では裁判を行う費用も高く, 民事の方が個人には容易にできます。
- Q. 裁判の費用はいくらかかりますか。
- A. 経済裁判所の訴訟費用は, 訴額が100万スム以下の事件では金額の3パーセント, 1000万スム以下では2パーセント, 1000万スム以上では1パーセントです。民事では小さな争いでは最低賃金の50パーセント, 遺産などがかかっているときなどは, カテゴリー別に料金が決まっています。
- Q. 民事裁判所と経済裁判所とを統一しようという声があるということでしたが, 皆さんはどういう御意見ですか。
- A. 一人ずつ順番に言いましょう。
- ウマーロフ: 私の意見は, 5~6年経てばこのような区分は必要なくなると思います。我が国は若い国なので, いろいろな経験が必要なのです。この区分が必要ないという意見と, 統一には時期尚早という2通りの意見があります。人材の育成などの準備ができていないというわけです。社会的な合意ができるには, まだ時間がかかりそうです。例えば, 私はキヤーモフ氏と10年くらい一緒に仕事をしており, お互いよく理解していますが, 逮捕の許諾権を裁判所に委ねるかどうかに関しては二人の意見は一致しません。私は賛成ですが, 彼は反対です。それくらい合意というのは難しいものです。しかし, このセミナーは新たな一歩を踏み出すために役に立つでし

よう。

キヤーモフ: 私としては, この二つを一緒にすることを恐れる必要はないと思います。日本のように, 一つの最高裁判所の元に裁判所を統一して, 専門部を設ければよいと思います。しかし, 午前中にも言いましたが, 新しいものを作り上げる前に古いものを壊すことはよくありません。

バルキバエバ: 旧ソ連邦時代は仲裁委員会という組織でしたが, 今は経済裁判所となりました。これは統一への一歩だと思います。民事と刑事は全く別のものですが, 民事と経済は似ています。統一することは可能です。逮捕許諾権を裁判所に委ねるという件については, 逮捕よりもその見直しの権利を裁判所に与えるべきではないかと思います。日本の司法制度にも一長一短があると思いますが。

グリャーモフ: 私は民事裁判所と経済裁判所の統一に賛成ですが, そのためには人材育成が必要です。経済裁判所では非常に狭い範囲で仕事をしていますから, 統一しても経済裁判所の判事がいきなり民事の他の事件を見ることはできません。統一しても専門ごとの区分が必要です。それは他の国でもそうだと思います。それからピラミッド型の権限をはっきりさせることも必要ですね。それから逮捕許諾権を裁判所に委譲する件に関しては反対です。現場ではスピードが必要な場合があります。裁判所の決定を一々待っているのは, お役所仕事になってしまう恐れがあります。また, 逮捕許諾を裁判所に渡すと, 検察の権限を減らすこととなります。日本では検察官は皆廉潔だとおっしゃいましたが, ではどうして裁判所の許可が必要なのでしょう。

ホルバーエフ: 私は統一に反対です。もしかしたら10年後には可能かもしれませんが, 今ではありません。2000年の末に新たな裁判所法が採択されましたが, その法律が出来上がるまでには非常に大きな論争が沸き起こり, 国会をも巻き込みました。非常に感情的な争いでした。そして意見はまとまらず, 経済裁判所と民事裁判所は結局そのまま並立することになりました。また, 別の専門裁判所, 例えば, 税裁判所を作ろうという動きもあります。私は経済裁判所で働いていますが, ここでは非常に広い範囲の事件を扱っており, これを更に分割しなければならないと思うほどです。なぜなら今は法律がたえず変わるからで, それに対応するのが大変だからです。私たちは経済裁判所の中で部局を分けてみたことがあります。建設部門や破産専門などに。しかし, これは効率的ではありませんでした。例えば, 建設問題は経済裁判所で扱われていますが, 当事者から裁判官の変更を申請されたこともあります。そういう事態は避けなければなりません。建設問題の裁判官が一人しかいなければ, 休暇などでいないときに事

件が起これば対応できません。私が思うに、経済裁判所と民事裁判所が分けられていても問題は起こっていないと思います。もし裁判所を一緒にしてよくなると確実に分かっているならば、もちろん賛成しますが、それはまだ分からないのです。今、他国の事情を見てそれに従うことは可能ですが、内容を議論せずに外見だけを取り入れても意味のないことです。

カニヤーツフ：私は裁判官ではないが、司法省で働く私の経験では、実際一つの屋根に集まっているのに、専門別の仕事しかしないというのは、非常に難しいことです。専門的に分けた方がよいと思います。また、訴訟手続など非常に複雑で一般の人には非常に分かりにくいので、訴訟法は統一した方がよいと思います。

チューリエフ：経済裁判所と民事裁判所は二つとも民事に関係していますが、一緒にしてよいのか分けた方がよいのか私には分かりません。私はこの件に関しては専門ではないので、もっと資料を集めたり、専門家の意見を聞いたりすることが必要です。

アジーモフ：私は一緒にした方がよいと思います。なぜなら同じ法律を使っているわけですし、経済裁判所には州級の裁判所しかないので不効率です。旧ソ連邦時代には裁判所は一つしかありませんでしたが、今は専門ごとに分けられて一般の人には分かりにくくなっています。一つの屋根の下で、専門ごとに分かれるのがよいと思います。今は司法改革が行われていますので、いつか必ず統一されると信じています。

日本側コメント：ありがとうございます。みなさん一人一人からはっきりとした意見を伺うことができて参考になりました。もちろん、これは単なる議論ですから、ここで結論を出す必要はありません。(質疑応答)

Q. みなさん職場では専門ごとに司法改革に携わっていらっしゃるからお聞きしていますが、その現状を教えてくださいませんか。

A. 大統領の命令により最近特別委員会が作られました。この委員会は国会議員や裁判官・刑事・検察官・司法省職員などが参加している大きなものです。そこでそれぞれの参加者がそれぞれの職場の意見をまとめ、委員会に提出するという課題が与えられました。私もその一員なので、全国から500以上の意見を集めました。

Q. その委員会の正式名称は何ですか。

A. 正式名称は長すぎて覚えていませんが、ウズベキスタン共和国司法制度改善委員会といったようなものです。

Q. 最近というのはいつですか。

A. 去年の終わりか今年の初めころです。

Q. そのようないろいろなところから参加する委員

会があるのは分かりましたが、それぞれの所属組織ごとにそういったグループはないのでしょうか。

A. あります。

Q. 例えば、経済裁判所ではどのようなテーマで話をしていきますか。

A. 裁判所でも検察庁でもそれぞれの改善と改革案をまとめ、先ほど言った委員会に渡します。例えば、経済裁判所では人材育成などについて話し合っています。

Q. この委員会からテーマについて指示はありますか。

A. 委員会の方から質問がきます。内容は我々が司法改革についてどう思うか等です。すると裁判所や検察はそれぞれ意見をまとめて委員会に提出するわけです。つまり、各職場の代表に質問のアンケート表を配り、それを職場に持ち帰ったメンバーがそれについて回答を出します。

Q. 司法省で19のワーキンググループが出来たと聞いたことがあります。この委員会の下部組織ですか。

A. それは違います。それは具体的な法律に関するワーキンググループです。例えば、企業家の保護についてなどです。

Q. この委員会やワーキンググループは一般に公開されているのですか。

A. 非公開です。秘密ではありませんが、だれも見に来る人はありません。

Q. ワーキンググループも一般の意見を聞くことが必要になるところがあるのではないですか。

A. それはマスコミを通して行います。

Q. それは定期的に行われるのですか。

A. いいえ、必要なときに断続的に行われます。検察でも一般の意見を求めたことはありますが、非常に多くの意見が寄せられ、まとめるのは困難な作業でした。

Q. 検察ではどのようなテーマについて話し合われていますか。経済裁判所では人材育成について話し合われているということですが。

A. 逮捕許諾権を裁判所に渡すべきかどうかや、取調べや公判における検察官の役割について話し合っています。司法制度は範囲が広く、すべてのことが密接に絡んでいます。私たちは総合的に司法制度を改革して合理的にするように努力しています。法律改正には二つの方針があります。一つは特別委員会で作った草案を検察庁や裁判所に送付して修正意見を求めるというものです。もう一つは2005年までに国会の委員会が法案を作成して特別委員会に回すというものです。農業や未成年者、障害者に関して分野ごとに法案を作ります。それを検察庁などに送ります。裁判官もこれに参加し

ています。一般的な企業の意見を聞くこともあります。私は検察代表として、法案に対する意見を新聞で述べたこともあります。

Q. するとまたマスコミを通して一般の意見が返ってくるわけですね。

A. そうです。

Q. さっき言った委員会は国会に属しているのではないのですか。

A. 内閣です。

Q. 国会の委員会と内閣の委員会はお互い意思の疎通ができていますか。

A. はい。どちらの委員会の法案も結局は国会で審議されることになりますから、行き着くところは同じです。

資料2-3

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月6日午前10時～12時30分

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

司法省法制局長

チュリーエフ シュフラット アスカロヴィチ

記録

研修コーディネータ 木村恭子

ウズベキスタン司法省の組織／弁護士監督

私の今日の報告は、司法省の組織と弁護士監督についてです。皆さん私のレポートをお持ちだと思いますが、司法省の組織について簡単にお話したいと思います。

(注：レポートに記載されている司法省の基本的14局は次のとおり。)

組織管理・分析局

人事局

法制局

国民に対する法的是正局

公団局

国家経済における合法活動局

省令登録局

経済改革の法制規範文書計画に関する法案審査局

国際法局

法律政策・教育機関調整局

経営主体契約責務による成績管理局

中小企業支援・保護局

法案分類・法的文書情報化局

財務経済局)

1. 司法省の活動

ウズベキスタンの司法省は、執行機関である内閣の一員であり、大統領の直属となっています。司法省の活動は主に4種類に分けられます。まず、立法です。これについては詳しくお話しします。次に、企業家の権利を守ることです。これについてはカニャーゾフ氏が詳しくお話しします。3点目は、裁判所が出した判決がきちんと執行されているかどうか監督し助言することです。最後に、一般の人に対する司法実務支援です。そして、裁判所の機材や予算についても所管しています。裁判所の人材育成はかつて司法省が担当していましたが、司法改革の結果これは廃止されました。今では裁判所自身がこれを行っ

ています。しかし、ウズベキスタンでも三権分立が導入された後も、裁判所の機材や予算に関しては司法省が所管しています。そのための特別局があります。もう一つ裁判所関係の局は、裁判の判決が妥当か、きちんと執行されているかどうか監督する局です。一般人の法律相談にも応じます。そのために幾つかの局があります。一つは司法実務支援、もう一つは経済関係の法律に関しての相談窓口です。

(質疑応答)

Q. 一般人の法律相談を担当する局は、チューリエフ氏のレポートのどの局に当たりますか。

A. 4番目と6番目です。どちらも国民に関係する局です。4番目の方は婚姻登録など、6番目は企業の登記などを扱っています。同じような役割を持つ局としては公団局があります。この公団局長は、司法省の副大臣を兼ねています。この局は政党や団体を登録します。

司法省の役割の一つは立法です。法案作りには幾つかの局が関係しています。まず私が局長を務める法制局。それから省令登録局、法案分類・法的文書情報化局、中小企業支援・保護局などです。そのほか名を挙げなかった局や下部組織にも重要な役割があります。しかし、主な活動には入っていません。人事局、国際法局、出版部門などです。なぜかという、同様の組織は他の官庁にもあり、司法省独自のものではないからです。

(質疑応答)

Q. 翻訳の確認をしてもいいでしょうか。経営主体契約責務による成績管理局(経営体の契約義務履行監督局)とはどんな業務を行う局でしょうか。

A. これに関しては、カニャーゾフ氏が詳しくお話ししますが、企業の取引などを管理する局です。

Q. 国営企業でなく民間企業同士の契約を監督するのですか。

A. 監督というより相談です。いろいろな契約案の作成などを行っています。

Q. 裁判所の機材や予算を管理する局はここに入っていますか。

A. それを担当するのは内部部局ではなく、独立組織である付属機関です。司法大臣に直属しています。その中で独自の人事部などを持っています。

法制局についてお話しします。司法省は国内のすべての法律を集め、番号を付けています。どんな法律でも司法省が管理し、システム作りをしなければなりません。大統領令や政令もすべて管理し、データベース作りを行い、改正があればデータベースを修正します。司法省は、例えば、対外経済省が出した省令なども管理しています。この管理については非

常に難しいのですが、それはウズベキスタンだけの問題ではないと思います。

(質疑応答)

Q. 法令についてはどのような種類があり、どのような優先順序になっていますか。

A. 法令を整備する法律が作られています。まず、法律と国会令。それから大統領令、内閣令、省令と続きます。法律と国会令以下の法令は、一括して法的文書と呼ばれ、下位の法令は上位の法令に違反してはいけません。同レベルの法令同士では、新しい方の法令が有効となります。

Q. 国会が作るのは法律と命令の両方があるのですね。その区分はどうなっていますか。

A. 法律は法典など組織的なものであるのに対し、命令は単独のもので、法律を補います。新しい法典が作られたときには、その施行開始期日などを命令で決めます。何も特別な命令で決められていなければ、10日後に施行されます。

Q. 裁判所や検察庁は独自に法令を作ることはできますか。

A. 最高裁判所の合議部は決定を出しますが、立法権は持っていません。それから下部の法令に関して補完する法令もあります。この法令に関する説明などです。憲法裁判所だけが法令の合憲性を判断できます。

法令の登録についてお話しします。1994年以降、司法省はあらゆる法令を登録することになりました。先週、日本ではどのように法律が登録されているか質問しました。例えば、省庁が省令を作った場合はそれぞれの省庁がそれを登録するわけですね。ウズベキスタンでもそうですが、登録された省令がどのように執行されるかはすべて内規に書かれています。省令を出すには2条件が必要です。まず上部の法令から指示が出たこと。それからその省庁に省令を出す権限があること。例えば、税に関する省令は財務省しか出せません。しかし、どんな省庁が政令を出しても、司法省に登録するまでは効力を持ちません。なぜならそのようなシステムになっているからです。お陰で様々な省庁が出す法令が重複することも少なくなりました。実際に上位の法令よりも、細部にわたる下位の法令の方がよく使われていますが、重要なのは下位の法令が上位の法令に違反しないことです。

もう一つ言っておかなければならないのは、人権制限に関しては必ず法律で定められていなければなりません。例えば、刑法・税法などです。

そして経済改革に関する法律作りも重要ですが、それはカニャーゾフ氏に任せ、私は法制局についてお話しします。

立法手順についてですが、ウズベキスタンでは各省庁が法案を作成します。新しく出来た法案はすべて司法省に送られ、可否を判断します。すべての法案に関して司法省が法的判断を下すという特別な法律があります。

法案が完成すると、司法省には法律を作る権限がないので、その法案を国会に提出して判断を仰がなければなりません。新しい法令を作るときに国会で起草するか内閣で起草するかを協議する委員会があり、それには司法省も参加しています。国会にも立法に関する様々な委員会がありますが、司法省からも委員を出しています。この国会の委員会では様々な法案を作っていますが、司法省の職員もそれに参加し、審議します。

(質疑応答)

Q. 大統領令に関してはどうですか。

A. 大統領令や内閣令は、それぞれの利益を守るものではなく、国民のためのものですから、やはり国会や司法省と相談して決めます。

司法省には幾つか付属組織があります。例えば、タシケント法科大学、公証人役場、裁判官審査研究所などです。主な組織は、各地方に支部を持っています。12の州、カラカルパクスタン共和国、タシケント市に合計14の支部があります。

私が詳しくお話ししたいのは、裁判所に対して司法省が管理権を持っていることです。司法省の中には特別基金があり、裁判所の機材や予算について決めます。この基金のトップは司法大臣です。あらゆる裁判所や公証人役場は予算案を作り、司法省に提出します。司法省は裁判所の予算を決める権限はありますが、裁判審理について口出しする権限はありません。そして、司法省は裁判所の判決執行においても重要な役割を果たしています。裁判所の予算や機材については、ウズベキスタン全国14か所にある支部が管理します。その他、裁判所の判決執行についても支部が管理します。タシケント市でこの任に就く支部は司法大臣直属ですが、ほかの地方の支部は省に属しています。各支部にそれぞれ執行を担当する職員がいます。執行を担当する職員は、司法省にも裁判所にも直属せず、執行を担当する機関だけに属しています。新しい法律でそのように決められました。以前は、執行職員は裁判所と司法省に二重に属していました。今は独立機関となっています。ウズベキスタンでは決定を出すのは裁判所だけでなく国の機関にも権限があります。細かなことに関してですが、それを執行するのはすべて執行職員です。

次に、国民に対する法的支援と経済改革に対する法的支援です。経済改革に対する法的支援とは、主に企業の登録に関するものです。国民への法的支援

とは主に公証人役場、民事登記役所ですが、これは司法省の管轄です。ウズベキスタンではあらゆる市役所に民事登記役所が置かれています。誕生・死亡・結婚・離婚について登録します。公証人役場もこの付属組織です。

(質疑応答)

Q. 土地や建物を登記するシステムはありますか。

A. 以前は司法省が担当していましたが、今は違います。そのための特別機関がありますが、また司法省に戻そうという動きもあります。これには法的な問題があります。

Q. そのような土地の登記所は各地方局にあるのですか。

A. 中央にセンターがあり、各地方局に支部があります。

Q. 土地の面積や所有者に関する登記は信用できるものですか。

A. 登記をするには17か所くらいの審査を受けなければなりません。もちろん間違いや詐称もありますが、私の経験では信用できるものです。しかし、土地の権利をめぐる争いももちろんあります。そのときは民事裁判所で解決します。

司法省のもう一つの役割は、弁護士の監督ですが、その前に、司法省の職務ランクについてお話しします。司法省の職員はすべてランク分けされています。トップの幾つかのカテゴリーは大臣や副大臣ですが、これは大統領が任命します。それからもう一つ大事なものは、人材育成です。それは司法省の内規で決められています。ですから法科大学が付属機関となっています。司法省で働いた者は、裁判所などにもいつでも異動することができます。

(質疑応答)

Q. コンサルタントと呼ばれる職員がいると聞いていますが、どんな役職ですか。

A. 役職名はそれぞれ違いますが、最下級の職員はコンサルタントと呼ばれ、そして上級コンサルタント、課長、部長となっています。

Q. 司法省のスマートフ次官から、公証人のアシスタントを含めると537人、民事登録局では1,000人以上の職員がいると伺っています。

A. 詳しい数字はわかりませんが、スマートフ氏が言うならそうでしょう。

Q. 裁判所から予算案が上がってくるということですが、それは各地方裁判所が独自に出すのですか、それとも最高裁判所がまとめて行うのですか。

A. 予算機関の各地方支部が、それぞれ管轄地域内の裁判所から予算案を集めて中央に提出します。

Q. それは通常裁判所だけですか、それとも、経済裁判所も同様ですか。

A. 通常裁判所だけです。最高裁判所には予算権限がありませんが、最高経済裁判所は独自の権限を持っています。

Q. 予算の中に裁判官の給料も含まれているのですか。

A. 含まれています。

Q. 通常裁判所の方から、予算の権限を渡せという要求はないのですか。

A. 今まではあまりそういう声はありませんでした。10年くらい経てば、この権限を委譲することもあるかもしれませんが、今のところ司法省が管轄しています。ウズベキスタンにも様々な意見があり、司法権の独立のためには権限を移譲させた方がよいという意見もあります。しかし、直接裁判にかかわることではないので、裁判所には裁判に専念させた方がよいという意見もあります。

Q. 予算に関しては、それに従事する職員が多数いると思いますが、司法省にはどれくらいいますか。

A. 司法省には予算専門の職員はいません。局長が副大臣で、上がってきた予算案は経理部が見ます。地方の予算を決めるには、支部の部長が上京してきて合議を開きます。この局は言わば小さな財務省のようなものです。なお、裁判所の予算権限については、昨日の話にあった改革委員会があって、そこでもいろいろ案が出ています。

2. 弁護士制度

これから弁護士制度についてお話しします。弁護士は完全に独立していて、どこにも属していません。しかし、司法省から指導を受けることはあります。法科大学を卒業し、ウズベキスタンの国籍を持つ者はだれでも弁護士になれます。ウズベキスタン国籍を持たない者を弁護士にするべきかどうかについては論争があります。ウズベキスタンの弁護士には、ウズベキスタンの大学だけでなく、他国の法科大学を終了した者もなれますが、ウズベキスタンの国家試験を受けなければなりません。

日本と同じように、弁護士になるには法科大学を卒業した後、司法省の試験を受けなければなりません。弁護士の業務を始めるに当たっては、ライセンスが必要です。そのためには、次の手続が必要です。国内14か所にある司法省の支部に資格審査委員会があります。資格審査委員会のメンバーは、経験のある裁判官や弁護士、司法省の職員です。ウズベキスタン国籍を持つ者で国内外の法科大学を卒業した者が、この委員会に来ます。申請には卒業証書と願書が必要です。この委員会では書類を受け取り、試験の期日を知らせます。その日に面接試験が行われます。この試験に合格すると、ライセンスを受け取る権利が与えられます。さらに、司法省地方支部

にライセンス交付を申請します。このとき司法省地方支部は手数料支払証明書と交換にライセンスを交付します。これは単なる手続ですが、これにより弁護士の数を調整したいと思っています。ライセンス交付の際に契約を交わします。その内容は、これから弁護士になる者が弁護士の規則を守ることに關するものです。弁護士契約には権利と義務に関して書いてあります。例えば、守秘義務もその一つです。

ライセンスを交付された弁護士にはもう一つ手続があります。法人を作ることです。一人なら弁護士事務所、二人以上なら弁護士会社をつくるわけです。弁護士事務所の開設には司法省への登録が必要です。定款を添付して提出します。二人以上では申請書とどのように活動するか議事録を付けて登録します。法人として登録すれば、弁護士活動を開始できます。

司法省がこのように弁護士活動を始めるに当たって介入するわけですが、それはなぜかと言えば、最初は弁護士の資格について、その後、法人資格について審査するわけですが、最初は弁護士の人格を見ます。弁護士規定を守るかどうかです。法人として登録しなければならないのは、商業活動ではなく、弁護士活動を行うという約束をさせるためです。つまり、弁護士はお金儲けのためではなく、国民に法的支援を行うために働かなくてはならないのです。そのために司法省は弁護士活動を始めるに当たって介入し、指導するのです。

弁護士制度を規定する二つの法律が作られています。一つは弁護士活動に関するもの、もう一つは弁護士支援に関するものです。この法律には弁護士の地位、権利及び義務について詳しく述べられています。今、弁護士制度についても改革が進んでいますので、この二つの法律も将来統一されるかもしれません。今、司法省では弁護士会とチームを作って、弁護士制度の改革について考えています。

弁護士の権利ではなく、義務について詳しくお話ししたいと思います。弁護士の義務として、弁護を断ることはできません。被告人や原告は弁護士だけが頼りなものですから、これは非常に重要なことです。事件が起こった場合、被告人にお金がないときは国選弁護人が付きます。それは裁判所の合議部が決めますが、これを断ることはできません。もう一つの義務は守秘義務です。依頼者の個人情報、検察官にもだれにも言うてはいけません。弁護士にはアシスタントを雇う権利があります。このアシスタントは、中等教育以上を受けていなければなりません。普通、法科大学や法科専門学校の卒業生がアシスタントに就きますが、アシスタントが弁護士の業務を代行することはできません。秘書のような役割を果たしています。

弁護士の権限は検察官よりも大きいです。例えば、

弁護士に対して訴訟を起こすのは検事総長又はカラカルパクスタンの検事長しかできません。弁護士の身辺捜索を行う許可も、検事総長、州検事長又はカラカルパクスタン検事長しか許可が出せません。これは先に述べた弁護士に関する法律で定められています。

(質疑応答)

Q. 弁護士の試験が免除されるシステムはありますか。例えば、裁判官や検察官を長く勤めた人も弁護士になるには受験が必要ですか。

A. 試験の免除はありません。必ず受験が必要です。しかし、良い弁護士は、取調官や裁判官などの経験者が多いです。

Q. 弁護士以外が法律業務に携わることはできますか。例えば、企業の法律相談や訴訟の代理人など。

A. 刑事訴訟法・民事訴訟法では、委任状があれば弁護士でなくても代理人になることができます。企業の法律相談については、弁護士しかできません。弁護士にはそのための特別権限があります。ウズベキスタンの国家機関でも権限以上のことはできません。弁護士事務所や弁護士会社は法律相談の権限を与えられています。

Q. 実際の裁判で弁護士以外の人が立ち会うことは多いのですか。

A. 取調べのときに弁護士以外の代理人が立ち会うことはできませんが、裁判審理には弁護士以外の代理人が立ち会うことはできます。取調べには法律知識が必要なので、知識のない人にはできません。刑事訴訟法には逮捕時から弁護士が付いてもよいと書いてあります。

Q. 国選弁護人には国がお金を払うのですか。

A. そうです。

Q. 経済裁判所でも代理人を使うことはできますか。

A. できます。

Q (ウズベキスタン側) : 日本のシステムですと、検察庁は法務省の組織に入っていますね。ウズベキスタンでそれを取り入れる場合どうなりますか。裁判所の予算を決める局のように独立したものになるのでしょうか。検事総長には司法大臣が就くのでしょうか。日本のシステムの意味が分かりません。独立機関として付属しているなら、なぜ一緒にする必要があるのでですか。

A (日本側) : 日本には大統領がないのでウズベキスタンと事情が違います。日本の制度は、検察を民主的にコントロールすること、つまり、政治的コントロールの必要があるという発想に基づいています。検察官は法律に基づいて権限を行使しますが、その権限は強大なので、民主的なコントロールが必要なのです。日本には大統領がないので、政治的コントロールを受けさせるためには法

務省に附属させるしかありません。しかし100パーセントコントロールを受けているわけではないことは講義で説明したとおりです。ウズベキスタンでは検察庁は大統領に直属しているので、政治的コントロールを受けていると思います。

コメント (ウズベキスタン側) : 司法省に検察庁を入れようという意見は、ウズベキスタンでも出ています。私はそれに反対ですが。

(質疑応答)

Q. 司法省には、弁護士の数はすべて登録されているのですか。

A. 弁護士の数については今資料がありません。ライセンスを何枚交付したかの数字は分かりますが、ライセンスを持っている人がすべてすぐに弁護士になるわけではありません。必要ならライセンス交付数、法人登録数については調べることができます。統計により、弁護士の数を調べるより、今大事なことは弁護士の地位を高めることです。そのため今、特別規則を作っています。

Q. 全国で3,000人くらいだと聞いたことがありますが、少なすぎませんか。この数字についてどう思いますか。

A. 少ないと思います。ですから地位を高めて弁護士希望者を増やしたいと思っています。

Q. つまり人気がない職業だということですか。

A. ないわけではありませんが、最も人気のある職業というわけではありません。日本で言えば企業の法務担当者のようなものです。

Q. 司法省で法令のデータベース化が進んでいて、一般人でも閲覧できるようになると聞いていますが、それはいつごろになりますか。

A. 2003年の第一四半期に終わらせようと思っています。困難な作業です。昔の法律などもすべて入れようとしていますし、ウズベク語とロシア語で作らなければなりません。

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月 6 日午後 2 時～ 5 時

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

司法省経済改革法令分析局長

カニャーゾフ エセムラト スルタムラトヴィチ

記録

研修コーディネータ 木村恭子

中小企業の活動に対する干渉の防止

私の発表テーマは、ウズベキスタンの中小企業の活動に対する司法省の支援についてです。最初にウズベキスタンの中小企業発展の歴史についてお話しします。皆さん御存知のように旧ソ連邦時代には計画経済しかありませんでした。しかし、1980年代、1990年代から徐々に企業が出来てきました。そして、ウズベキスタンにも所有に関する法律が出来ました。それにより、国有財産だけでなく私有財産も存在すると規定されました。ウズベキスタンの中小企業の根本となっているのは、この所有形態に関する法律です。所有形態により企業の種類も違います。国有企業、株式会社、有限会社などです。

国有会社の民営化に関する法律も作られました。1992年に採択された法令が基礎になっています。憲法では自由な経済活動が保障されていますが、それに関する新しい法律がまだありませんでした。そこで古い法令を廃止して新しい法令を作らなければなりません。最初に発生した企業は、共同企業であり、企業に関して特別に法律が作られました。

企業化が進み、法的保護の問題が出てきました。旧ソ連邦時代からいた官吏は、企業とは何かということが理解できていなかったのです。そこで市場経済のためのインフラ整備が始まりました。保険や税に関する会社が作られました。しかし、国の官吏が個人事業主に干渉して、なかなか自由にできませんでした。個人で事業を起こすぐらいだから金持ちだろうという考えから干渉してきたのです。そこで1994年、個人事業主の活動を保証する大統領令が出されました。

(質疑応答)

Q. この大統領令には罰則はあったのですか。

A. 特にありませんでした。

どうして国の干渉がいけないかという、国の体

制が変わったのにそれが理解できない人がいたからです。市場経済のために新しく作られた省庁には権限がなかったのに、企業への干渉を続けました。それで大統領令の中で司法省は特別の権限を与えられ、新しく作られた省庁を統括することになりました。再編された省庁は企業に対して指導はできますが、命令はできなくなりました。新しく出来た内閣令には、企業活動への干渉に関して罰金を伴う罰則が出来ました。最低賃金の100倍です。さらに、市役所は企業のお金を使って基金を作ってはいけないことになりました。昔は、市役所が事業主からお金を集めて基金を作るという慣行があったのですが、私営企業に対しては、それはできなくなったのです。

さらに、新たな政令が出ました。個人事業主は経済裁判の審理に関して手数料を払わなくてよいというものでした。その大統領令に基づいて新しい政令が出されました。個人事業主の活動を保証する内容です。そして私が今従事しているのは、民間企業と個人企業の支援と保護です。しかし、この課には職員が3名しかおらず、努力はしましたが、すべての企業を守ることはできませんでした。

もう一つ法律に定められていないに行われる干渉としては、各省庁の規制や審査がありました。1996年の大統領令で、このような規制や審査は体系的に行われるように定められました。このとき特別評議会は監督機関の監査を行いました。企業の審査を行う前に評議会にかけなければならないように決めました。この評議会の議長は同時に税制委員会の議長も兼ねていました。1998年にこの評議会の権限を更に強くする新たな政令が出されました。この評議会を合法化し、その活動について詳しく規定したのです。1998年3月、今まであった様々な取引を改善しなければならぬという政令が出来ました。契約が守られず損害を被る企業が多かったのです。そこで取引に関して様々な契約サンプルを作る局が司法省に出来ました。そして、その契約義務が履行されているかどうかチェックし、守られていないと経済裁判所が判断すれば、刑事事件として捜査を行うことができました。

それから様々な経営体に対する法的支援を行います。そして、その局は取引そのものには干渉しません。義務が守られているかどうか監視しているだけです。日本では市場経済が根付いていますので、日本人には分かりにくいと思います。ウズベキスタンでは、昔は企業が出来ても、すぐ干渉されて企業の民営化が進みませんでした。そこで契約義務履行を監督することで刺激を与えようとしたのです。農家に関しては法律に詳しい人がいなかったもので、だまされることが多くありました。そこで、この局で様々な契約のサンプルを作ったのです。

(質疑応答)

- Q. 取引のサンプルとは、どのようなものですか。
- A. 例えば、農業水産省の局が取引のサンプルを作って、司法省に出します。司法省でそれを鑑定します。なぜなら綿花や小麦などに関しては国家規模の取引になるので、そこで間違いがあれば国の損害になるからです。
- Q. 一般の家庭が電気会社などと結ぶ契約や、運送業者との契約のサンプルではないのですか。契約の相手が公の団体など、契約する個人に選択の余地がない場合を推測しているのですが、この綿花や小麦というのは、だれとだれとの契約ですか。
- A. これは大きな経営体、例えば、綿花を集める公団が加工工場に渡すときなどです。

このサンプルを作る局は、全国の地方に支部を持っています。それと同時に法律家が民間企業のコンサルタントを務めている場合に、その資格評価を行って再教育・訓練を行います。なぜかと言うと、企業間の争いにはコンサルタントが絡んでくるので、そのコンサルタントの審査をしなければならないのです。

(質疑応答)

- Q. このコンサルタントというのは弁護士ですか。
- A. 違います。コンサルタントは弁護士ではありませんが、法律家がコンサルタント業務を行うことはあります。
- Q. そのようなコンサルタントすべてを管理することは可能なのですか。
- A. 大企業ではコンサルタントが数人、小さな企業でも一人くらいはいますが、我々は監督というより再教育を行っています。

1998年の末には、経営体の活動に関する新たな政令が採択されました。この政令に審査の種類や期間について詳しく定められています。審査を監査する評議会の委員長は税制委員会の議長が兼ねていましたが、後に大統領顧問が務めるようになりました。そして企業審査は1年に1回しかできないようになりました。評議会の許可が出ると1年に1回できます。評議会は1年間にどのような企業を審査するか予定表を作っていて、審査機関は許可が出ればその許可証を持って審査に赴きます。しかし、予定表外の審査もあります。これは例外的なものです。

(質疑応答)

- Q. 企業自体はもちろん予定を知らないのですよね。
- A. 知っています。公開されています。
- Q. すると企業はだれがいつ来るか分かっているわけですよね。それでは審査にならないのではありませんか。

- A. そのために予定表外の審査があります。怪しい企業があれば、監督機関は許可をもらって審査します。それから、企業は予定表に関して審査のある月は知っていますが、具体的な日にちは知りません。

ある企業に対して刑事事件が開始されれば、監督機関はいつでも審査に入れます。審査の対象となる企業活動は過去3年間です。あらゆる審査は30日以内に終えなければなりません。

(質疑応答)

- Q. 日本で企業活動を調査する機関としては、税務署、労働基準監督署、保健所などがありますが、ウズベキスタンの監督機関とはどのようなものですか。
- A. 40以上、50近くの監督機関があります。税務署とか、財務省、保健所、検察庁、エネルギー省、消防署、自然保護局、獣医所、反独占委員会その他いろいろです。この中で日本にないものはありますか。我々は幾つか削減したいと思いますが、当然既得権益を守る抵抗勢力がありますので、どうすればよいのか思案中です。
- Q. 財務省はどんな審査をするのですか。
- A. 国営企業の予算は国の財源ですから、財務の審査です。
- Q. エネルギー省はどんな審査をするのですか。
- A. 電気の無駄遣いをしていないか、料金をきちんと払っているかどうか調べます。
- Q. 日本では、そういうのは役所でなく電力会社などが行います。それに電力会社やガス会社などが行う点検は審査というよりサービスなのではありませんか。

A. メーターを自分で変えたりする人がいるのでチェックします。

- Q. そのようなチェックを定期的に行うのですか。
- A. エネルギー省に関しては、人員が足りないので、定期的に行うというわけではありません。
- Q. 消防署の検査とはどんなものですか。
- A. 日本と同じです。消火器が置かれているかなどのチェックです。
- Q. 獣医所の検査とはどんなものですか。
- A. 畜産業が発展しているので、家畜の病気などについて検査します。

コメント(日本): 日本ではそのような検査は審査というよりもサービスですね。

Q(ウズベキスタン): そのような検査はだれが行いますか。

A(日本): 厚生労働省です。

コメント(ウズベキスタン): 審査というかサービスというかの違いだけで、やっていることは同じで

すね。ウズベキスタンではそれを審査と言います。コメント（日本）：言葉の問題があるとしても、日本ではそれほど審査は多くないと思います。

企業の審査をする機関は、司法大臣令で定める審査登録簿に審査を登録しなければなりません。この審査登録簿制度が、不当な審査から企業を守る制度の一つです。

もう一つは改善と投資に関する評議会です。この評議会のトップは大統領なので、非常に重要な評議会です。この評議会には4委員会があります。そのうちの一つは司法大臣がトップとなっていて、法的基盤の改正に関する委員会です。それは中小企業の法的基盤の改正にも関与しているので中小企業の代表も入っています。この委員会の主な役割は、一般企業の法的基盤の強化と中小企業の振興です。もう一つの委員会は中小企業振興委員会です。この委員会のトップは副首相です。その執行委員会は司法省です。

中小企業の定義について少しお話しします。企業の定義は従業員の数によって決まります。日本では資本金や資産で決まるとのことですが、それは国によって違います。例えば、ロシアでは資金の運用方法なども基準になります。まず、製造業と非製造業に分かれます。個人事業主は一人の企業で、従業員を雇うことはできません。それから零細企業とは、製造業では従業員10人以下、非製造業では5人以下です。小企業とは製造業では従業員40人以下、建設業・農業では20人以下、非製造業では10人以下です。零細企業と小企業を合わせて小企業と呼びます。中企業とは、製造業では従業員100人以下、建設業では50人以下、農業その他の製造業・卸売業・飲食業では30人以下、小売業・サービス業など非製造業では20人以下です。資本金の額は関係ありません。

個人事業主は従業員を雇えませんが、合弁企業を作ることはできます。例えば、夫と妻で合弁企業を作ることができます。それから個人事業主が集まって、法人でない合名会社を作ることもあります。利益配分などについては詳しく決められています。もう一つ農家が数家集まって法人でない団体を作ることもあります。

昨日、司法改革委員会の19のワーキンググループが司法省に出来たという話がありましたが、それについて詳しくお話しします。グループの名前で分野が分かります。所有権法の改善グループ、民営化法の改善グループ、税法の改善グループ、企業の免許、破産関係、外国投資関係、会計監査機関の役割、企業の摘発に関するグループなどです。このグループのメンバーは、司法省のスタッフ、法律家、実務経験を持っている人たちです。理論と実践を結び付け

るために研究をしています。司法省、その付属機関のスタッフ全員がこのグループに分かれています。このワーキンググループではタシケント大学の大学院生もたくさんいます。このグループは定期的に話し合いを行っています。メンバーも必要に応じて入れ替えます。19グループの提言は、担当部局に送付され、草案や法律に盛り込まれています。

2000年に出された内閣令では、中小企業の保護機関として司法省が認められました。そして企業家の権利の保護、利益の保護のために新しい局が作られ、地方にも支部が作られました。最初に中小企業の振興の課が出来たときは3人しかいませんでしたが、今は局に昇格しています。

企業の自由な活動に関する政令は、商業活動に関する法の基礎になりました。この法律には、すべての国民が自由に企業活動に従事でき、その利益が保護されると書かれてあります。この企業活動の自由な活動に関する法律のほかに、会計監査局や対外経済活動に関する法律も作られました。この企業活動の自由の保証に関しては、過去のすべての法律が統一されました。そして会計監査の活動に関しては、監督機関が会計監査を行うように勧告を出した場合、その手数料は監督機関が払うと定められました。対外経済活動に関する新しい法律では、昔は必ず対外経済活動省に登録しなければならなかった貿易が、自由にできるようになりました。法人として登記すれば輸入も輸出も自由です。

そして企業家をもっと保護するために新しい法律が作られました。昔は個人所有の概念がなく、物をみんなで分け合っていました。この意識が個人企業を作り出す上で障害になっており、その改革を司法省が担当しています。昔は民間企業に対して官庁の干渉が激しかったので、民間企業がどんどん廃業しました。今では、企業の活動に対する官庁の干渉は国の政策に干渉することになります。企業家の保護は、国家の政策の保護と同じように考えられています。

このような干渉が明らかになれば、司法省の方から防止対策を採ります。賄賂を取ったりすることを防止しなければなりません。裁判所の審理についても、企業家を守ろうとしています。企業家にとって裁判は大きな問題です。地方裁判所が企業に対して有罪判決を出した場合、その判決の理由を付けて司法省に通知する制度を始めました。そのような活動を始めたところ、この半年で有罪を宣告された企業のうち500以上が裁判のやり直しで無罪になりました。

私たちは企業家にアンケート調査を行って、権利が保護されていると思うかどうか聞いてみました。すると、審査登録簿が出来てからは効率的になった

という答えが返ってきました。例えば、140人以上の企業家が、審査があるなら審査登録簿に記入してくれと言ったところ、審査員が帰ってしまったといいます。つまり、不法審査だったわけです。30人以上が年に2度の不法審査、18人が年に5回以上の不法審査を受け、それ以上の不法審査を受けた人もいました。審査の結果で刑事事件を開始するとか、民事事件として調べると言われた場合、審査登記簿を見せてもらいます。その審査員について何も書かれていなければ企業は無罪になります。不法審査だからです。例えば、2002年の7月1日までの実績では多くの役人が職権濫用により罰金を払っています。780人が処罰を受け、106人が解雇されました。こういった事件は連日マスコミで報道されています。それは何のためかと言うと、職員の職権濫用を防ぐためです。職権濫用した官吏は法廷審理を待たずに企業に自分で賠償することもあります。このような活動のお陰で企業に関する干渉が減ったことは統計が証明しています。

数年前まではよく行われていたことですが、監督機関から審査が入るときには別の企業も審査を受けていました。監督機関が企業を審査するとき、この企業の関連で別の企業の違反が発覚した場合、職権を濫用して賄賂を要求する審査官がいました。それで企業を審査するときにはその企業だけしか審査できないようにするため、司法省が会社の審査に関して新しい規則を作りました。また、現場に行かず自分のオフィスへ企業家を呼んで不法審査をする官吏がいたので、それもできないように法律を整えました。

そのほか、毎年行われている審査があります。それは市役所や地方役所・税務署など国の機関に対する審査です。地方にある役所を調べるときにはそのデータはすべて司法省に集められます。調べるのは、職権濫用がないかどうかです。違反が発覚すれば、司法省に記録が送られ、それを是正しない限りはこの記録を抹消しません。こうしなければ、地方の税務署などはいい加減で職権を濫用している者を取り締まる方法がないのです。ほかによい方法があれば教えていただきたいと思っています。

(質疑応答)

- Q. 司法省の審査規制が強すぎるという苦情はないのですか。
- A. もちろん批判は多いです。我々はマスコミと提携して、不正を告発していますが、地方の機関から司法省の宣伝活動ではないかと言われていました。しかし、そんなことはありません。今まで強すぎた行政機関の力を少しばかり弱めようとしているのです。
- Q. 裁判所でもない司法省が、どうして処罰できる

のですか。そのような権限はどこからくるのですか。その懲戒処分はどのように行われるのですか。

- A. 司法省は直接懲戒処分を行いません。我々の仕事は不正を見つけることです。不正ホットラインを通じて告発があれば調査を行います。法律にそのような違反があれば処罰を受けると規定されています。企業家等の要請があれば、司法省が訴訟を起こします。その損害に対して賠償するよう訴訟を起こすわけです。そのほかに行政処分を行います。
- Q. それは国が個人に対して裁判を起こすのですか。
- A. そうです。
- Q. それは民事裁判所に対してですか。
- A. 損害賠償に関しては民事裁判所ですが、行政罰を与えるには刑事裁判が必要です。
- Q. 検察庁は関与しないのですか。
- A. 捜査や審理には関与しません。しかし、判決が出た後、それが正しいものであるかどうか捜査します。企業家を守るためのスタッフが少ないので、なかなか手が届かないのが現状です。
- Q. 賄賂をもらえば刑事事件でしょう。それを行わず行政処分を行うのは証拠が足りないということですか。
- A. 必ずしも賄賂を受け取っているとは限りません。審査の違反が問題です。例えば、審査が30日以上かかった場合や、圧力をかける場合などです。
- Q. 圧力をかけるのは賄賂を要求するためではないのですか。
- A. それだけではなく、権力を誇示したいからです。あるいは、怠け者の審査員で期間をオーバーしてしまい、そのことにより企業家が損害を被るときもあります。
- Q. お金を払えば速かに審査を行ってくれるのですか。
- A. 全員が時間をかけるわけではありません。きちんとやる職員もいます。汚職事件だと刑事事件になります。
- Q. 司法省が起こす民事裁判についてですが、司法省は個人である企業家に賠償するように訴訟を起こすのですか。それとも国家に罰金を払わせるのですか。
- A. 両方です。司法省は弁護士と違って、本当に権利が侵害されている場合のみ企業の肩を持ちます。
- Q. 裁判所が企業に有罪判決を出した場合、その理由を司法省に通知しなければならないというのは、司法権の侵害ではありませんか。
- A. 違います。地方裁判所が有罪判決を出した場合、以前の司法省は情報を受け取るだけで何もできませんでしたが、今は少し事情が変わりました。こ

の企業が控訴しなくても、司法省が調査して上級の裁判所に意見を仰ぎに行くようになりました。それは企業家に対してだけで、個人に対してではありません。

Q. 500人が有罪から無罪となったというのは、裁判所が自発的に認めたのですか。

A. そうです。2年半の間ですが、2000年には特に多かったです。

Q. つまり、州裁判所が監督審を行ったということですか。

A. 州の裁判所は地方裁判所に対して控訴審・破棄審・監督審あらゆる審理を行えます。もし不服を申し立てれば控訴審か破棄審、なければ監督審になります。

Q. 普通は検察が判決の見直しを行うと思うのですが、そのとき検察庁は全く関与していないのですか。

A. 司法省が検察の役割を肩代わりしていました。500件の無罪について補足します。ある企業がきちんと税を払わなかった場合、そのときの脱税が50,000スムだったら500,000スムが罰金です。最低賃金を基本にして罰金が決められますが、インフレがありますから、審理中に罰金の額が上げられることもあります。しかし、罰金改正前の事件に旧法が適用されるかどうかははっきり定められていなかったため、改正前の事件を刑事事件として処罰できるのか法的に微妙になってしまいました。こういった理由で無罪とされ、行政処分になったものもあります。500件の中にはそういう事件も混じっているのです。

Q. 2002年の7月1日までに処分された公務員が多いですが、そんなに違反が多かったのですか。

A. 違反だけでなく怠慢なども含まれます。

Q. 官吏の嫌がらせて企業がそんなに困っているとは意外でした。

A. 今は急速に改善されつつあります。だから報告の始めに旧ソ連邦時代からの歴史をお話したのです。計画経済の下、個人事業主という概念もありませんでしたので、悪意だけでなく無理解もあったのです。

資料2-5

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月7日午前10時～12時30分

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

最高検察庁未成年者保護局副局長

ウマーロフ トリブジョン アブドゥアジゾヴィチ

記録

京都大学大学院 久保秀雄

ウズベキスタン民法の基本構造

共和国の民法の構造についてお話しします。その前に自己紹介をさせていただきます。私は、タシケント法科大学を卒業しました。それから17年間検察庁に勤めてきました。3年間は取調官、14年間は検察官でした。1997年に修士号を取りました。現在、博士号を目指して研究中です。私の発表は、テーマを4項目に分けました。最初は民法の構造、次は契約、3番目は所有権、最後は企業活動の安全確保について、つまり会社法です。最後に質疑の時間を取りたいと思います。

1. 民法の構造

私たちの民事法は幾つかの種類に分けられています。法律の下には命令や決定があります。私たちが今日勉強するのは、法律についてです。法の種類について話せば、憲法とそのほかの一般の法律に分かれます。民法は一般の法律の方に入っています。新しい民法をよく理解できるように、1963年の民法と比べてみます。これは旧ソ連邦時代に作られました。今の民法は1995年に新しく承認されました。

(質疑応答)

Q. 旧ソ連邦時代の民法は、ウズベキスタンの民法として制定されたのですか。

A. 旧ソ連邦の民法が基礎にありましたが、ウクライナはウクライナで、ウズベキスタンはウズベキスタンで、各国の民法が制定されていました。ただ、ソ連邦民法の規定と矛盾してはいけませんでした。ですから、内容はほとんど同じでした。

1963年の民法は622条から成っています。旧憲法には市場経済という定義はありませんでした。社会主義経済のための民法でした。新しい民法には、社会主義経済は全く出てきません。新しい民法では、私的所有と公共財産が認められています。けれども、

土地の所有権の問題はまだかなり残っています。自然資源の所有の問題も同じく残っています。これらは、なかなか解決しません。民法の第4編では知的財産について定めています。1993年に出来た商標サービスマークに関する法律、1994年に出来た発明・実用新案・工業デザインに関する法律、1996年に出来た著作権に関する法律を基礎にして作られています。所有権については、1991年から現在まで150以上の法律が制定されました。法律家の中には、これらの法律と民法の内容を適合的にする必要があると議論する人もいます。そして、民法には、非財産的人格権も定められています。具体的には、だれでも名前を持つ権利があるなどといったものです。もし損害を与えたら賠償を払わなければならないと書かれた規定もあります。1963年の民法は、だれでも名前が持てるといった規定はありませんでした。新しい民法には、こうした非財産的人格権に関して六つ以上の規定があります。

(質疑応答)

Q. ウズベキスタン民法は、権利を物権と債権に分けていますが、今説明された人格権はどちらの категорияに分けられますか。

A. 人格権は、財産権ではありませんので、どちらにも入りません。しかし、個人的に損害を与えた場合は、賠償を支払わなければなりません。損害賠償については、3種類あります。一つは、身体を損傷した場合の賠償。次に、その人の評判や名誉を害した場合。最後に精神的な損害を与えた場合の賠償です。こうした民法の規定に基づいて、既に裁判が幾つか行われています。

Q. それに関する条文を挙げていただけますか。

A. 1005条、1006条、10021条、1022条になります。(注記：1005条及び1006条は、契約履行中又は権力的公務遂行中に市民の生命・身体を侵害した場合の不法行為責任に関する規定であり、1021条及び1022条は、精神的損害の賠償に関する規定である。)

相続について少しお話しします。生産手段は、かつては相続の対象ではありませんでした。しかし、今は生産手段も企業も相続できます。

(質疑応答)

Q. 生産手段とは具体的には、どういうものですか。

A. 工場の機械や工場そのものを全部含みます。計画経済のときは全部国が持っていたので、相続できませんでした。

民法は大きく第1部と第2部に分けられていて、第2部の最後に、国際私法規定と民法の関係が書かれています。しかし、このメカニズムは、まだ動い

ていません。ウズベキスタンの国民が国際舞台に出ていく中で、彼らをどう保護していけるのか。この人たちが持っている相続権はなくなるのか。外国で投資したら、その分を保護できるのか。こうした問題があります。

(質疑応答)

Q. 戸籍に登録していれば、たとえ外国にいたとしても相続の権利は保護されるのではないですか。

A. そういう問題ではありません。問題なのは、ウズベキスタンの裁判所が外国法の規定を使えないということです。また、外国で出された判決は、ウズベキスタン国内では執行できません。ウズベキスタンの判決もまた外国では執行できません。判決執行の問題です。

Q. そういうことなら、日本は、外国と条約を結ぶことで執行の問題を解決しています。ウズベキスタンはどうですか。

A. ある国とは条約があります。しかし、国際私法がウズベキスタンで遵守されていません。ウズベキスタンのビジネスマンが、イタリアやトルコ、そしてドイツのビジネスマンと取引していただきます。問題が発生したとき、向こうの国で裁判が行われるでしょう。さて、どの国の法律に基づいて解決するのでしょうか。大半のヨーロッパの国は、国際私法で解決しています。ウズベキスタンは、国際私法を作ろうとして草案は作成しましたが、まだ制定されていません。

2. 契約法

次に、契約法についてお話しします。契約は取引の中で最も一般的なもので、自由度が高いものとなっています。契約を結ぶか結ばないかは全くの自由です。相手も自由に選べます。契約の内容をどういう条件にするのかも自由です。本質的な条件と、通常的な条件とに分かれて、契約の主な内容を決めなくてはなりません。一番大事なものは、支払いに関することです。例えば、ビジネスマンが共同事業の契約をするとき、目的が一致していないと契約できません。種類については、自由ですが、国からサンプルが示されたときは、それに従わなくてはなりません。また、契約は主な契約と契約の予約に分けられています。片務契約と双務契約という分類の仕方もあります。そのほか、自由な契約と義務付けられている契約があります。義務が付いている契約としては、国の企業と民間の農家との間で契約を結ばなければならないというようなものがあります。義務的に契約を結ばなければならないのです。小麦などの国の重要な産物などが対象となっています。

(質疑応答)

Q. 契約の予約をする場合、主な契約の内容までも

決めるのですか。

A. 契約の予約でも、契約の目的・種類・条件が書いてあります。以前に言われていたインテンド契約というのは、これからあなたと契約を結びたいということしか書かれていません。これが契約の予約との違いです。片務契約は、片方が権利だけで、もう片方は義務だけというものです。双務契約なら、互いに権利と義務があります。

Q. 日本にも片務契約という概念はありますが、ウズベキスタンで片務契約とされるのは、具体的にはどんなものなのでしょうか。

A. 例えば、金銭貸借です。貸主は返還してもらう権利が、借主は返還する義務が存在します。そして、もう一つ分類の仕方があって、それは有償契約と無償契約というものです。有償契約は物品に対する金銭的な支払いがあるものをいいます。

Q. 日本では、有償契約は金銭であれ物品であれ、ともかく対価の支払いがあるものことを行います。無償契約ではただで使わせることとなります。ウズベキスタンの有償契約は、金銭を対価とするものに限られるのですか。

A. ウズベキスタンでも日本と同様です。

Q. 日本では、片務契約の例として、贈与がよく挙げられますが、ウズベキスタンではいかがですか。

A. ウズベキスタンも贈与は片務契約です。

Q. 日本でも契約締結が義務的な場合がありますが、それは行政に関する法律で決められています。ウズベキスタンではどうでしょうか。

A. 民法には規定がありません。政府の命令によって決められます。民法には、契約の締結のときは、申込みと承諾が必要だと規定されています。また、契約の変更と解約について詳しく書かれています。

Q. 当事者が契約を自由に変更できるのは当たり前だと思うのですが、民法には変更の何について書かれているのですか。

A. 民法には、変更や解約があったらどういうことになるかが書かれています。例えば、商品の提供について、最初に消費者と決めていた品質を下げることができます。この場合、契約の目的物は変わりますが、種類や提供の期間などの条件は変わっていません。こうすると、取引が継続し、安定性が確保されます。解約のときは、すべてが取り消されます。

3. 所有権

所有権についてお話しします。所有権の保障には、一般的な保障、経済的な保障、社会的な保障、そして法的な保障があります。検察官や裁判官又は憲法裁判所が、所有権の保障の確保を監督してくれます。一番トップの監督者が大統領です。もう一つ、所有

法の改善についてお話しします。保障とは、所有権を守るための条件や手段などのことです。例えば、検察官はどうやって保障するかというと、まず四つの管区に分かれて行っています。キヤーモフ氏が働いている管区、アジーモフ氏が働いている管区というようになっています。この人たちはどのように監督しているかということ、民事訴訟を起こすときや、また刑罰を与えるときなどに、まず審査を実施します。調査については昨日司法省のカニャーゾフ氏が話したとおりで、検察官についても審査を登録することが必要です。例えば、株主から所有権侵害についての訴えがあったとき、検察官は、その所有権がだれにあるのか、株式が盗まれたのかなどを審査します。

(質疑応答)

Q. 社会の状況が違うのでよく分からないのですが、株主の所有権が侵害される事件というのは具体的にはどういう状況のときに起こるのでしょうか。

A. 例えば、ある株主が株式会社の所有権を侵害していると検察に電話します。会社のお金を使い込んだり、機材を自宅に持って帰ったりなどしているのだと。これが一番よくあるパターンです。また、株主の決めたことを遵守しないのも、所有権侵害と言われています。

Q. 会社の財産を持っていくことは、犯罪とならないのでしょうか。

A. 最初に通知されたときは、犯罪かどうか分かりません。そこで、審査するのです。そこで、評議会に審査の許可を申し出ます。許可が出たら、検察官は審査をして、それが終わったら、10日間以内に起訴するかどうか決めなければなりません。

Q. それはキヤーモフ氏から説明のあった初動捜査というのですか。

A. 違います。あくまで、検察官が刑事事件として取り扱うか、民事訴訟とするか、行政的な訴訟にするか、あるいは行政的な軽度の罰を与えるか、又は検察官が行使できる罰を自分の権限で用いるかなどを決定するためです。そして、審査した内容を文書にして、それに基づいて命令を下せる機関に送付しておきます。税金関係なら税務署へ送付するという具合です。

Q. 司法省のお話でもあったのですが、検察官も民事訴訟で賠償を求めることができるのですか。

A. 司法省の方の件数が多いですが、検察官も同じ権限を持っています。民事事件で損害賠償を求めた事件数は2万件ほどあります。

Q. 今伺った民法の構造の話の中でいろいろと問題があると思うのですが、ウズベキスタンの皆さんは、先ほどの事例を株主の所有権侵害の事例だと考えているのですか。

- A. 株主の所有権侵害と会社法の違反です。
- Q. 日本であれば、株主の財産ではなく会社の財産に対する侵害であると説明します。
- A. 確かに会社の財産ですが、株主の財産でもあります。
- Q. 株主の利益だとは言えますが、株主の所有とまで言えるのでしょうか。
- A. 例えば、ある株主が、ほかの10人の株主は黙っているが、自分は社長を解任したい。しかし、株主総会では解任決議されないの、検察官に頼みに行くとなるわけです。
- A. 株主は部分的に財産を持っていることになりま。それは株主の所有といえます。
- Q. 日本でも同じ状況があります。例えば、会社内で対立があり、経営者と敵対する側が検察庁に経営者を告訴してくることがあります。ただ、どうしてその告訴の捜査をするときに評議会の許可があるのででしょうか。会社を保護しすぎているのではないのでしょうか。
- A. それは、検察官が過剰に介入しないようにするためです。残念なことです。検察官が権限を濫用して企業活動に干渉した例がありました。そこで、検察官が企業を審査する場合にも評議会の許可が必要になったのです。こうした事件の95パーセントは民事事件として解決できます。刑事事件になるのは5パーセント程度です。

4. 企業活動の安全確保

次はビジネス・セイフ・ローについてです。どの国家でもこの保障は必要です。だれが保障するかというと、裁判所と他の公的な機関です。例えば、検察庁です。どのように保護しようとしているかについては、先ほど見たとおりです。国家が一番重要な役割を果たしています。国家は、規範の基礎を定めています。企業活動家を保護するために、法律をまず作って、次に、その法律を皆が守る安定した状況にしなければなりません。また、こうした法律メカニズムを使って、皆を動かしていけるようになることも必要です。そのためには、企業家と親しくなる必要もあるでしょう。刑事とはどう関係するかと言うと、警備会社を作ったりしています。法律で規制を作るのは、国家の最も大事な役割です。そして、法律を作成する中で、規制する目的や権限について定めなければなりません。市場経済化が完全に達成されれば、一時的な監督機関や評議会からの特別の許可はいらなくなります。会計検査院などができるからです。私の意見では、検察庁にある監督機関を減らした方がよいと思います。検察官の権限で紛争を解決するのは普通ではなく、裁判所での公開審理で解決した方がよいからです。

(質疑応答)

- Q. 「市場経済化が完全に達成されたら」というお話でしたが、ウズベキスタンは、民法の構造上では、つまり、制度的には完全に市場経済化しているのではないのですか。
- A. 中国人が日本に来て着物を着ても、日本人にはなりません。民法が出来ても、社会には法意識がありません。理論で作れるものではないからです。
- Q. 日本の中小企業政策については、後日講義がありますから、政策の点は触れないで今日は民法を問題にしたいのですが、ウズベキスタンでは一般の人に法意識がないことで、どういう問題が起きているのですか。
- A. 自然資源の問題もありますし、土地の所有の問題はまだ解決していません。民営化が進んでいても、テレビ会社や鉄道会社や航空会社はまだ国有です。
- Q. 特定の分野の事業が国有であることは、ウズベキスタンだけのことではないでしょう。日本でもかつてはそうでした。大きい会社を設立するには莫大な資本が必要なので、いきなり民間会社としては設立できないからです。土地の所有権の問題ですが、民法で定めていることとどう違う問題が発生しているのでしょうか。
- A. ウズベキスタンでは、市民は土地の使用権の売買などはできるのですが、所有権はありません。
- Q. イギリスと同じなのですか。香港もそうでしたが、イギリスでは国民には使用権はありますが、所有はできません。
- A. ウズベキスタンでは、所有権は3種類あると考えられています。使用権、所有権及び譲渡権です。
- コメント(日本): 日本では、所有権と言えば、そのすべてを含むことになります。
- Q(ウズベキスタン): では、もし私が土地を持っていて、そこから石油が出てきたとします。これはだれのものになりますか。
- A(日本): 日本であれば、その土地の所有者のもの。日本では、土地の上下も含めて所有者のものになります。
- コメント(ウズベキスタン): ウズベキスタンでは、国のものになるのです。
- Q. ウズベキスタン民法209条を見てください。どんなものも法律で禁止されない限り所有権の対象となると書いてありますが、これはどういうことですか。
- A. 土地と自然資源は所有が禁止されています。別に土地法が存在するのです。
- Q. 分かりました。ウズベキスタン憲法に、土地はウズベキスタン全体の富であると規定してありますね。確認しておきますが、土地の使用権は売買

できるのですね。

A. はい、できます。

Q. 是非伺いたいのは、ウズベキスタンの民法をざっと見たところ、第三者を保護する規定が見当たらないことです。裁判所が取引の無効を宣言するときに、取引の対象物が第三者に移転されてしまっていたとします。このとき、その第三者は保護されないのですか。

A. 第三者に損害を与えた場合は賠償をしなければなりません。第三者が個人であるか法人であるかはあまり関係なく、損害があれば賠償させることとなります。

Q. 例えば、自動車が取引で譲渡され、さらに、第三者に譲渡されていたとします。最初の取引が無効とされた場合に、第三者の手に移っていたこの車は、最初の持ち主のところへ戻ることになるのですか。第三者は車を返さなければならないのでしょうか。

A. その場合は、車を返して、代わりに損害賠償を請求することになります。もし、第三者が手を加えたり修理したりしてお金を掛けていた場合は、その費用の分も賠償の対象になります。

Q. ウズベキスタン民法の124条に関連して質問します。本当は車を売買していないのに、売買したという偽装を取引当事者同士でしていた場合に、その車が第三者に渡った場合はどのように処理されるのですか。

A. 給料の10か月以上の金額の契約は、口頭ではできないことになっています。

Q. では、書面で偽装の取引をしていたなら、どうなるのですか。

A. 本当は売買していないということを裁判官に証明できたら、車は返されます。第三者は損害賠償を求めることができます。

Q. では、例を変えます。車の売買を書面でした。その車が転売された。しかし、最初の売買で代金が支払われなかった。そこで、最初の売主は契約を解除したい。この場合はどのように処理するのですか。

A. 車の返却を求めることはできません。できることは、契約で定められたとおり、代金の請求だけです。どんな場合に車を返さなければならないかは、115条、116条及び117条に規定されています。(注記：第114条 法律行為の無効の結果に関する総則)

① 無効の法律行為は、その無効に関連する結果を除き、法律効果をもたらさず、その行為のときから無効とする。

② 法律行為が無効である場合には、いずれの当事者もその法律行為によって受領したものを相手方

に返還しなければならないとき(受領したものが財物の利用、労務の提供又は役務の提供であるときなど)は、その価額を金銭で返還しなければならない。ただし、無効の法律行為について、法律が他の効果を定める場合はこの限りでない。

第115条 法律に定める法律行為の方式の違反

法律行為が法律に定める方式に違反する場合には、違反が無効を来す旨を法律が明示している場合に限り、その法律行為を無効とする。

第116条 法令の要件を満たさない法律行為の無効

法令の要件を満たさず、法秩序又は倫理の基本に故意に反する目的で行われた法律行為は、無効とする。当該法律行為には、第114条第2項の規定を適用する。

第117条 14歳未満の者が行った法律行為の無効

① 14歳未満の者が行った法律行為は、無効とする。ただし、第29条第2項の規定する法律行為についてはこの限りでない。

② 当該法律行為の各当事者は、その法律行為に関して受領したすべてのものを相手方に返還する義務を負い、受領したものを現物で返還することができないときは、その価額を金銭で返還する義務を負う。さらに、行為能力を有する当事者は、相手方が行為能力を有しないことを知り又は知り得るべきであった場合には、相手方がそれにより被った現実の損害を賠償する義務を負う。)

A. もし、契約法で定められた6種類のポイントが示されたら、最初の取引は無効になります。しかし、その次の取引は有効です。

Q. いろいろお聞きしたのは、日本ではそういう場合に第三者を保護する規定が民法に置かれているからです。今、おっしゃった内容は民法に規定されていないのでしょうか。

A. 9条3項にあります。

(注記：第9条 民事上の権利の行使)

③ 民事上の権利を行使するときには、法律の保護する他人の権利及び利益を侵害してはならない。民事法上の関係の当事者の行為は、信義誠実にのっとり、合理的かつ公平でなければならない。)

Q. これは一般的にすぎませんか。

A. 具体的な規定があるかどうか分かりません。

第1回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

2002年11月7日午後2時～5時

場所

法務総合研究所国際協力部セミナー室

発表

タシケント法科大学講師

サイディラ S. グリャーモフ

記録

京都大学大学院 久保秀雄

ウズベキスタン民法改正・商法制定の動向

このセミナーに参加させていただいたことを感謝いたします。それでは、始めますが、テーマは、ウズベキスタン民法の改正と商法制定の動向についてです。そして、皆さんとお話したいのは、商法制度の必要性についてです。まず、商法の草案についてお話ししますので、それについてのコメントを皆さんからお願いします。今まで存在していた商業規則などを体系的に規定するため、商法制定が必要となってきました。制定されれば商業が活性化し、取引が迅速に行われるようになるでしょう。

1. 民法の問題点について

まず、民法改正と商法制定の政治的・経済的・社会的・法的背景についてお話しします。私の話しする内容は、理論的なものであり、実務的なものは含まれていません。ですから、私がここでしている提案は、この理論に基づいたものです。政治的な観点からは、独立国家としての基礎を強くすることができます。また、民主的な国家が建設できます。社会的な観点から、より多くの人々が起業することを可能にします。経済的な観点からは、経済発展を可能にします。対外的にも、外国との取引を活発にし、外国人投資家もウズベキスタン国内でもっと自由に活動できるようになります。今までは、複雑な手続があり、ほとんど利用されていませんでした。法的視点から、個人の権利を保護されることになりません。こうした観点から、なぜ商法が必要かお分かりになると思います。

(質疑応答)

- Q. 確認ですが、民法改正と商法制定のターゲットは、国民全体ですか。それとも、将来企業家になれるようなある程度財産を持っている人だけですか。
- A. 国民全体であるとともに、現在企業家になっている人やこれからなろうとしている人、また、外

国人投資家が対象です。なぜかという、改正が国際私法の基礎を築くために必要だからです。今のウズベキスタンの法律では、国際私法と適合させるのが困難です。現在の状況では、国内の命令などが国際私法に反していて、しかも、そうした命令は大量にあり複雑になっているので、一つにまとめて制定した方がよいでしょう。そして、もう一つ言っておきたいのは、ここで使う資料は、私の先生が国際シンポジウムで利用したものです。皆さんのコメントは、メモして後で先生に報告いたします。

民法の取り扱う対象は非常に広く、相続から合弁企業にまで及びます。午前中の説明の中に、旧民法と新しい民法の違いがありました。私は、現行民法の欠陥についてお話ししたいと思います。何が公共財産で、その境界はどこで、だれが所有主体かがはっきり決まっています。公共財産が共和国と地方自治体のどちらに属するかも不明瞭です。土地や自然資源もまだ所有できません。土地取引についても、まだ規定がありません。また、経済的な協同組合や団体は、具体的な法律上の地位が定められていません。細かく書いた規定はありません。

(質疑応答)

- Q. 法人の規定が民法にはあまりないということですね。株式会社についての法律はあったと思いますが、そういう特別法でもまだ不十分だということですか。
- A. 民法の中では、会社については一か条しか扱っていません。「他の法律を見るように」となっています。株式会社と株主の権利について定める法律もありますが、ここでも、別の法律や命令を参照するように書かれています。そして株主の保護について書かれてありますが、別のところでも書かれていたり、また、お互いに矛盾していたりして複雑になっています。ですから、株主は、株式会社の法律だけでは保護されないのです。法典化されないままたくさん法律や規定がバラバラに存在していて、透明性にも欠けます。だから、法律家が考えているのは、改正したら民法の中に引用先の法律名をはっきり書かせて勝手に解釈させないようにしようということですね。
- Q. それはよく分かります。64条にも「他の法令で」とありますね。
- (注記：第64条 株式会社)
- ④ 株式会社の法的地位並びに株主の権利及び義務は、本法その他の法令により定める。)
- A. 裁判官の仕事も大変になってきます。なぜなら、必要な法律をわざわざ探さなくてはならないからです。法律以外にも、大統領の命令などもたくさん

ん出されていて非常に大変です。

Q. 裁判官でさえ実際に法令を探すのが難しいと感じているのでしょうか。

A. 精神的な損害については、3種類のケースが民法に書かれています。それ以外については、「他の法律で」と書いてあります。すると、それが労働法であるということは、裁判官をやっているのだから分かるのですが、その労働法にも「他の法律で」と書かれています。ここから先は、さすがに分かりません。しかも、毎日何かの規定について変更があるので、引用規定を探すのはとても大変なのです。ただ、引用規定を削減しなくてはならないのですが、残すべきものもあります。フランチャイズの規定などは、今は必要になってきているのですが、民法の作成時には、きっちりと定められることがありませんでした。

コメント(日本): こういうのは立法技術の問題だと思います。日本の立法については来週講義を予定しています。

Q(ウズベキスタン): 民法は「他の法令で」と書かれています。引用規定は民法に違反してはならないとなっています。日本ではどうですか。

A(日本): 日本の民法は基本となる法律です。特別法で別の規定があれば、特別法の方に従うこととなります。日本の場合は、法律もその下の政令や省令も同時に立法するのが原則なので、矛盾するという事態は起こりません。日本にも引用規定があります。例えば、日本の民法33条は「本法その他の法律によるにあらざれば」とあります。その他の法律とは会社法です。確かにウズベキスタンの法律は引用規定が多いですね。

法人は、民法上の主体としてしか民法では扱われていませんが、他の国の民法では、法人は公法などの主体としても扱われています。我々にとって問題になるのは、国の機関である法人も存在するからです。

(質疑応答)

Q. 公法上の法人は、何か政治的権限に係るのですか。

A. 例えば、地方自治体は、銀行口座を持ったり、法人として市場で取引したりします。

Q. にもかかわらず、法人として考えられていないのですか。

A. 考えられていますが、規定がないのです。

次は、定義の問題です。207条では「所有権は法律で定める」と書いてあります。所有権法で別に定めてあります。しかし、民法においても、例外的な種類の所有権を除いて、定義を書いておく必要がある

でしょう。協同組合を定めている53章を見てください。4章で法人について書かれているのですから、53章は4章のところで書いておくべきでした。構造に誤りがあります。

(質疑応答)

Q. シンプル・パートナーシップは法人として規定すべきということですか。

A. はい。

また、インターネットについて何も書かれていません。もし問題が出てきたら、他の国の法律を参考にして判決を出しています。今までに2回しかありませんが。そして、民法の改正は次のところで必要になるでしょう。第1章の総則はこのまま残してもよいでしょう。しかし、幾つか追加条項が必要です。3章は、保佐と後見について付け加える必要があります。それぞれの定義が必要です。また、だれが保佐・後見できるかについても書いておく必要があります。4章では、法人の設立書類についてもう少しシステムティックになるよう定めなければならないでしょう。また、設立者の権利と義務をもっと細かく定める必要があるでしょう。会社の種類についても詳しく書く必要があります。

(質疑応答)

Q. ウズベキスタンの民法は、ロシアの民法によく似ていると思います。ロシア民法は、法人の種類についてもっと詳細な規定がありますが、なぜウズベキスタン民法には詳細な規定がないのでしょうか。

A. ロシアに似ているとはあまり言えません。CISの作成プロジェクトで作られたものをモデルにしているので、それには似ていますが。今のロシアの民法は、もう改正されていて違うものになっています。CISの国々は今も委員会に集まって、モデルを作って提供しているので、そうした国々の民法や商法はよく似ています。

民法は何でも定義から始まるはずなので、ウズベキスタンの民法もこうした国際的な規則に従って定められなければなりません。特に、第1部と第2部に分かれている民法の後半の部分については改善されなければなりません。特定事業の特権については、特別の法律が作られていますが、民法には何の規定もありません。そして、投資についても、もっと詳しく書く必要があります。今のウズベキスタンに必要なのは、外国人投資家の投資です。国会の会議で、大統領はもっと外国投資を導入できるようにしたいと呼び掛けていますが、実際には何の変化もありません。民法においても、外国資本の入っている合弁会社についての規定は何も入っていません。また、

相続や知的財産権についても、もっと詳しく書く必要があります。特別規定でITについて定めることも必要です。改正は、他の国内の現行法と調和させなければなりません、一方で国際的にも調和するものにならなければなりません。

(質疑応答)

Q. 外国投資を奨励するという規定についてお話しされましたが、具体的にはどういう規定なのでしょう。よくある例は、税金の減免ですが、それでは民法には関係ないではありませんか。

A. 今の民法には、外国資本の入っている企業について一言も書いてありません。何も書いていないので、法人であるかどうかも分かりません。税金については別に書きませんが、とにかく定義を書く必要があります。

Q. 外国人から見れば、ウズベク人と同じに扱ってもらいたいのだと思います。すると、何も書いてないというのは、同じように扱われると受け取ってよいのではないのでしょうか。

A. そもそも、外国からの投資についての法律の規定もないのです。また、外国企業への恩恵を定めたととしても、民法で法人の規定を置いておくことが必要でしょう。

2. 商法私案について

それでは、商法で予定されている構造についてお話しします。ウズベキスタンの皆様にも、私の提案する商法の構造について考えていただいて、コメントしていただきたいと思います。(商法私案の全体は、末尾添付資料参照。)第I編総則に定めるべきことは、そこに書かれていることだと思われませんが、これについて何かコメントはありませんか。

(質疑応答)

Q. 第XII編について疑問があります。商業関係の紛争解決のところですか。また、第2章法人は別の法典に入れたらと思います。

A. 順番に進んでいきましょう。その提案に対しては、ある意味で賛成、ある意味で反対です。なぜ反対かと言うと、日本、ドイツ、スペインあるいはメキシコなどいろいろな国の商法を調べたら、法人と自然人を分けて、更にいろいろと定めてあるからです。ウズベキスタンは、商法が今までなかったもので、法人については既に別の法律で定められています。それは、商法が制定されても有効で、しかも、既にうまく動いているので、商法にはもう必要ないと言え、そうかもしれません。ただ、外国の商法には定められているので、ここでは入れておきました。

Q. 個別に聞きたいのですが、2.1の株式会社と2.3の会社の違いは何ですか。

A. 2.3はコンツェルンです。例えば、石油部門と繊維部門を持っているような会社です。組織の管理はコンツェルンにあります。

Q. 株式会社とは別の規定を置かなければならない法律上の必要性は何ですか。

A. 株式会社は一つの事業しか扱いません。

コメント(日本): そんなことはないと思います。例えば、三菱商事なら、食料品の流通や鉄鋼の取引や石油の開発投資も行っています。

Q(ウズベキスタン): その事業部門ごとに銀行口座は違いますか。

A(日本): 口座は幾つあっても構わないのです。

コメント(ウズベキスタン): 口座に関しては私たちの国でも同じです。会社が幾つかあって、それらが集まっていて規模が大きいので別に規定を用意しているのです。

コメント(日本): つまり、持株会社、ホールディング・カンパニーでしょうか。でも、日本ではそれは結局のところ株式会社なので、株式会社として規定されています。

コメント(ウズベキスタン): 全く同感です。持株会社ならば株式会社なので、分ける必要は全くありません。

Q. また、前から疑問に思っていたのですが、自然人が登録して商人になるというのが不思議です。商人になるためには、なぜ登録が必要なのですか。これは他の国にも規定があるのですか。

A. それは税金が課されるからです。また、貸借対照表の作成が必要だからです。

Q(ウズベキスタン): 日本では、どうやって税金を取るのですか。皆きちんと納めてくれるのかもしれませんが。

A(日本): 日本では会社にした方が税金は得になります。個人で営んでいる人は、税務署に確定申告しますが、まじめにやっていたら青色申告といって、法人と同じ扱いにする特別扱いが認められています。

コメント(ウズベキスタン): コンツェルンは株式会社として定めればよいと思います。

Q. 会社の分類の仕方は、いろいろな考え方があると思います。内容については、民法と大分重複すると思うのですが。例えば、商取引の対象などについては民法で定めれば済むのではないですか。

A. 逆に、民法から商法に移した方がよいと思います。逆に民法では、移して空いたところに、ITなど足りない条項を追加したらよいと思います。

Q. でも、金銭のやり取りと有価証券の取引は一般の人もかわることがあるわけで、民法で定めておく必要があるのではないのでしょうか。

A. それは結局のところ商業に関係するので、

商法に書くべきだと思います。

Q. しかし、商業の対象はどんどん変わっていくのですから、あまりここで定めてしまうのではなく、民法で法律行為の一般的な対象として定めておけばよいのではないのでしょうか。

A. 知的財産、サービス及び情報については、これまでどこにも定められていませんでした。しかし、今やサービスが一番商業的に価値のあるものとなっています。情報についても同様です。商業の対象になるということで定める意義はあります。

Q (ウズベキスタン) : 先週、中小企業について講義を受けました。ウズベキスタン側にとっては、日本には個人事業主という定義があるのかどうか分かりませんでした。私が理解したところでは、すべての人が確定申告しなければなりません。ある人が、すごく儲けたときは、確定申告して税金を納めなければなりません。個人の企業家は、税務署に行って青色申告をします。すると、個人事業主という定義は日本には存在しないのですか。

A (日本) : 私も法律上定義されているかどうか分かりませんが、一般的には個人事業主という言葉は使います。日本にはたくさん行政の法律があるので、そのどこかで定められているかもしれません。

Q (ウズベキスタン) : 青色申告かどうかはどうやって決めるのですか。

A (日本) : まじめに税金を納める人は、お金や物品の帳面を付けているので、それで判断します。会計書類がしっかりしているかどうかで客観的に判断できます。

Q. ウズベキスタンの皆さんにお聞きしたいのですが、企業を始めるに当たり登録を不要とすれば事業者が増えると考えられませんか。

A. 税金をどうやってとるのですか。払う人がいなくなります。確定申告という制度もまだありません。また、食品を扱っていたらどうやって保健所がチェックするのですか。

Q. 日本でも保健所に届けなければならないですが、それと商法の適用とは違うのではないのですか。

Q (ウズベキスタン) : 日本では、税金がかかる主体は法人と自然人だけですか。

A (日本) : はい。

Q (ウズベキスタン) : 大企業と中小企業とでは、税金の割合はそれぞれどのように違ってきますか。

A (日本) : 割合自体は同じです。

Q (ウズベキスタン) : アメリカでは脱税に対しても厳しい姿勢をとっていて、刑事処分が科されると聞いています。その点について、日本ではどうですか。

A (日本) : 最近厳しくなっているでしょう。数千万円以上脱税すると、刑事処分が下されると思

います。また、刑事処分の前に、税務署の処分として罰金をたくさんとられてしまいます。脱税して見つければものすごく損をするということは、一般の人に広く知られています。

Q (ウズベキスタン) : 銀行は税務署をサポートしていますか。

A (日本) : いいえ。ただ、税務署は対象者をピックアップして調査するときに、強制的に立入り調査する権限が与えられています。付け加えておきますが、日本では、サラリーマンの場合は源泉徴収がほとんどです。

Q. ウズベキスタンでは、どうして登録したら税金が取れるのですか。

A. 税金は定額なので銀行口座から引き落とすか、又は口座がない人は現金で払うということになります。公務員は源泉徴収です。

コメント (日本) : 最後は税金の話ばかりになりましたが、どうもありがとうございました。

(資料)

グリヤーモフ氏 商法私案

第I編 総則

第I部 総則 (商法の目的, 課題, 原則, 商業法の基本的課題, 商法と国際的な法規範との相関関係, 権利擁護, 商号, 商標等)

第II部 商取引の主体 (定義, 概念)

第1章 自然人 (法的地位, 登録, 活動の停止等)

第2章 法人 (法的地位, 設立, 登録, 他の形態への再編成, 閉鎖等)

- 2. 1 株式会社 (すべての種類)
- 2. 2 共同出資会社 (すべての種類)
- 2. 3 会社 (すべての種類)
- 2. 4 財閥 (すべての種類)
- 2. 5 団体・協会 (すべての種類)
- 2. 6 商社 (すべての種類)
- 2. 7 外国資本の入った組織 (すべての種類)
- 2. 8 その他

第III部 商取引の対象

第3章 商取引の対象

- 3. 1 定義
- 3. 2 商品
- 3. 3 金銭
- 3. 4 有価証券 (すべての種類)
- 3. 5 外貨
- 3. 6 知的財産
 - 3. 6. 1 特許
 - 3. 6. 2 著作権
 - 3. 6. 3 実施権
- 3. 7 サービス (すべての種類)
- 3. 8 情報
- 3. 9 その他

第IV部 商業活動の種類

第4章 商業活動の種類

- 4. 1 小売商
- 4. 2 卸売商
- 4. 3 定期市商
- 4. 4 競売商
- 4. 5 委託販売
- 4. 6 通信販売
- 4. 7 注文販売
- 4. 8 移動販売
- 4. 9 公共外食制度
- 4. 10 その他

第5章 仲介斡旋業

- 5. 1 定義
- 5. 2 手数料
- 5. 3 通商代表部
- 5. 4 ディストリビューター (ディーラー)

5. 5 純粋な仲介 (仲買業・ブローカー)

5. 6 保証

5. 7 その他

第II編 契約権

第6章 契約

- 6. 1 定義
- 6. 2 オファーと受諾
- 6. 3 契約の種類と形態
- 6. 4 契約の条件
- 6. 5 契約の締結
- 6. 6 ひな型となる契約
- 6. 7 その他

第7章 契約に付随する義務

- 7. 1 定義
- 7. 2 義務の概念と当事者
- 7. 3 義務の遂行
- 7. 4 義務遂行の保証
- 7. 5 義務遂行の責任
- 7. 6 義務の停止
- 7. 7 不可抗力
- 7. 8 その他

第III編 商取引

第8章 売買

- 8. 1 総則
- 8. 2 定義
- 8. 3 不動産売買
- 8. 4 動産売買
- 8. 5 小売業
- 8. 6 卸売業
- 8. 7 バーター (交換)

第9章 個別の種類別の商取引

- 9. 1 定義
- 9. 2 債権買取業
- 9. 3 金融リース
- 9. 4 先物取引
- 9. 5 フランチャイズ
- 9. 6 請負
- 9. 7 ライセンス及びライセンス契約 (産業所有物に関連して)
- 9. 8 賃貸借
- 9. 9 その他

第IV編 電子商取引

第10章 電子商取引の規制

- 10. 1 総則
- 10. 2 電子 (商業) 情報の法的条件
- 10. 3 電子 (情報) サービス提供者の法的規定, 義務と責任
- 10. 4 電子商取引における契約締結と法的効力
- 10. 5 電子商取引における取引の有効性の特別な諸条件

- 10. 6 電子商取引における電子署名の使用
- 10. 7 電子商取引参加者の責任
- 第V編 支払い
- 第11章 支払いの種類
 - 11. 1 定義
 - 11. 2 支払いの委任
 - 11. 3 現金払い
 - 11. 4 クレジット払い
 - 11. 5 信用手形
 - 11. 6 現金取立て
 - 11. 7 手形
 - 11. 8 小切手
 - 11. 9 その他
- 第VI編 商業活動の組織化とインフラ
- 第I部 商業活動
- 第12章 総則・定義
- 第13章 運送料
- 第14章 商品の輸送（運送）
- 第15章 発送
- 第16章 保管（倉庫業）
- 第II部 勘定
- 第17章 総則・定義
- 第18章 簿記
- 第19章 会計報告
- 第20章 監査
- 第VII編 金融取引
- 第I部 融資
- 第II部 信用
- 第III部 保険
- 第VIII編 消費者の権利の保護
- 第21章 消費者の権利保護の保証
 - 21. 1 総則
 - 21. 2 定義
 - 21. 3 商業サービス市場における消費者の権利保護の基礎
 - 21. 4 商業組織に関する情報開示の基準と公開可能な会計報告の構成
 - 21. 5 裁判による消費者の権利保護の特徴
 - 21. 6 商業上の秘密保護
 - 21. 7 種々の根拠で銀行にある顧客の金銭・他の財産の差押えや取立て
 - 21. 8 商業サービス市場での平等な競争の保護に関する独占禁止法の適用
 - 21. 9 個々の商業活動遂行時の消費者の権利保護の特徴
- 第IX編 国内商業の国家規制
- 第22章 商業の国家規制の法的根拠，目的，原則
 - 22. 1 総則
 - 22. 2 定義
 - 22. 3 商業の国家規制の方法と方式
 - 22. 4 税金・関税等
 - 22. 5 商業関係を調整する組織・人の違法な行為に対する抗告
 - 22. 6 商業における法律違反に対する責任とその主体の権利
- 第X編 破産
- 第23章 破産
 - 23. 1 総則
 - 23. 2 定義
 - 23. 3 商業活動主体の破産認定の根拠
 - 23. 4 破産認定の結果
 - 23. 5 破産認定後の商業活動主体の責任
 - 23. 6 訴訟
 - 23. 7 罰金
 - 23. 8 差押え処分
 - 23. 9 破産認定決定への抗告
- 第XI編 国際貿易関係
- 第24章 外国貿易業務の規制
 - 24. 1 総則
 - 24. 2 原則
 - 24. 3 参加者とその権利
 - 24. 4 外国貿易業務の国家規制の総則
 - 24. 5 外国貿易業務分野での国家間の関係
 - 24. 6 外国の要素を持つ貿易主体の権利保護
 - 24. 7 外国貿易の分野における非常事態省の法規の適用
 - 24. 8 外国貿易業務に関する法律の違反についての責任
- 第XII編 商業関係の主体の紛争解決
- 第25章 紛争解決
 - 25. 1 自由意思の紛争
 - 25. 2 裁判による紛争の解決（調停）
 - 25. 3 裁判の決定（調停）の遂行義務
- 第XIII編 結び
- 第26章 商法発効の手続
- 第27章 効力を完全に，又は部分的に喪失した法規範のリスト

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

平成14年11月 8 日午後 2 時～ 3 時

場所

法務総合研究所国際協力部国際会議室

発表

ウズベキスタン最高裁判所判事

バルキバエバ ジャナグル イスマイロブナ

記録

大阪大学大学院法学研究科博士後期課程 大江 毅

ウズベキスタンの民事訴訟手続

尊敬する皆さん、こんにちは。お忙しい中、お時間を作っていただき、誠にありがとうございます。時間が制限されておりますので、直ちにレポートに移ります。今日のテーマは、ウズベキスタン共和国の司法制度及び裁判制度改革の主要な段階についてですが、まずこれについてお話ししたいと思います。また、第一審、控訴審及び監督審における訴訟手続の特徴についてもお話ししたいと思います。

裁判制度の法的基盤は、ウズベキスタン共和国の憲法第107条に規定されており、これに基づいて、ウズベキスタン共和国では憲法裁判所、経済裁判所及び通常裁判所が機能しています。また、裁判制度全体は、統一的なシステムになっています。ウズベキスタン共和国の憲法裁判所の組織と活動に関する最初の法令は、1993年の5月6日に採択された「ウズベキスタン共和国憲法裁判所法」です。また、一般裁判所と経済裁判所の活動は、1993年9月2日に国会により採択された「裁判所法」により、初めて秩序立てられました。

司法権の体制確立及び「ウズベキスタン共和国憲法裁判所法」、「裁判所法」並びにその他一連の法律である「刑法典」、「刑事訴訟法」、「ウズベキスタン共和国行政責任法」の採択は、ウズベキスタン共和国で行われている裁判改革の最初のステップとなりました。

裁判制度改革を実現するために、1995年8月30日にウズベキスタン共和国憲法裁判所法が改正されました。裁判制度改革が実現される過程で、裁判所の権限に重大な変更がなされました。裁判所の権限が拡張され、裁判所が国家権力の一翼を担うことになりました。また、ウズベキスタン共和国大統領令により、通常裁判所は専門化され、刑事裁判所及び民事裁判所に分離しました。さらに、裁判所の専門化に伴い、刑事訴訟法及び民事訴訟法も改正されま

した。民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正により、当事者の権限は拡大され、より平等な司法制度になりました。ウズベキスタン共和国の裁判制度は、民族的な国家区分と地方行政区画に対応し、地方、共和国の単位で構成されています。次の発表者であるホルバーエフ氏から経済裁判所についてお話があるでしょうから、私は通常裁判所についてお話ししたいと思います。

通常裁判所は、ウズベキスタンで民事事件、刑事事件及び行政事件の審理を行っています。最下級の裁判所として、地区間の裁判所と地区裁判所があります。民事裁判所の第一審については、全部の地区に地区裁判所を設置するまでに至らず、64の地区間の裁判所が民事事件の第一審を担当しています。裁判官の人数は374人です。他方、刑事裁判所は、第一審を行う地区裁判所が254あり、裁判官の人数は476人です。裁判制度の中で、地区裁判所・地区間裁判所と最高裁判所の中間に位置する裁判所として、州裁判所、タシケント市裁判所及びカラカルパクスタン自治共和国最高裁判所があります。州裁判所、タシケント市裁判所及びカラカルパクスタン自治共和国最高裁判所は、幹部会と合議体という構成で活動を行っています。その権限は、裁判所法に基づき、第一審、控訴審、破棄審及び監督審の審理を行っています。ウズベキスタンの最高裁判所は、司法制度の中で最高の機関です。同時に、最高裁判所は、下級裁判所の監督機関であって、裁判実務の監督を行っています。最高裁判所は、第一審の手続、控訴審及び破棄審を行います。最高裁判所には、幹部会及び総会並びに民事合議体、刑事合議体及び軍事事件合議体があります。ここでは幹部会の活動、総会及び合議体について詳しくはお話ししませんが、御質問があればお答えしたいと思います。本日の報告では、後ほど、最高裁判所がいかにして下級裁判所の監督を行っているのか、つまり、民事事件の審理をする下級裁判所に対する最高裁判所の監督活動について述べるにとどめます。

ウズベキスタンの民事裁判所は、いかなる裁判所でも民事事件の審理をすることができます。しかし、主に民事事件に関する第一審裁判所として使われているのは、地区間裁判所です。民事事件の訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してから始まります。訴状は、民事訴訟法の規定に合致するものでなければなりません。訴状の記載事項に不備があれば、裁判官はその事件の審理を開始することはできません。訴状を返却して、その補正を命じます。訴状に不備がないか、あるいは不備があっても訴状の補正がなされ再提出されれば、その後、審理の準備期間を開きます。民事訴訟法によると、裁判所は、次のよう

な個人又は組織の訴状に基づいて、民事訴訟を開始します。第1に、自己の権利又は法律により保護されている利益の保護を求める者、第2に、検察官、第3に、職務上、他人の権利又は法律により保護されている他人の利益の擁護を裁判所に求める権限を有する国家機関及び組織並びに個人です。

裁判官は、訴状の受理後、審理の準備を開始します。これをそのまま直訳しますと、審理の準備期間といいます。審理の準備期間は、当事者が同じ地区内に住んでいる場合、10日間に制限されています。当事者が遠隔地に住んでいる場合、審理の準備期間は20日間まで延長することができます。審理の準備期間は、裁判官にとって、また、これからの審理にとって、非常に重要な期間です。なぜなら、審理の準備期間内に、裁判官は、訴状を読んで事件の筋をつかみ、当事者、参加人を決定します。また、審理の準備期間内に、裁判官は、証人の採否を決めたり、証拠の採否を決定したり、当事者双方に訴状のコピーを送達したりします。裁判官は、審理の準備が完了したと認めた段階で、裁判所での審理を行います。

審理そのものも3段階に分けることができます。第1段階は、事件を本質的に審理します。まず、裁判官は、原告に訴状の内容を確認し、被告にその認否を問います。次に、証拠調べを行います。証拠調べでは、証人を尋問したり、書証や物証を調べたりします。証拠調べの際には、民事事件の審理であっても、裁判官は証拠能力・証拠適格の審査を厳しく行っています。事件に直接関係のない証拠は、審理の際には用いられません。また、例えば、筆跡の鑑定は、特別の専門家ないし手続により行います。そして、裁判官は、原告・被告に、追加的に提出する証拠はないかを尋ねます。追加提出する証拠がなければ、第2段階である弁論の段階に移行します。弁論では、原告は再度訴状の内容を陳述し、被告はそれに対して答えなければなりません。また、原告・被告は、弁論の際、保有するすべての情報を、正しく、正直に裁判官の面前で陳述しなければなりません。私どもは、日本の司法制度及び民事第一審手続について講義を受けたのですが、この点で、ウズベキスタンと日本との間に違いがあることが分かりました。すなわち、ウズベキスタンの裁判官が原告に対して、訴状に書かれていない事項であっても積極的に尋ねるのに対して、日本の裁判官は、訴状に掲げられた請求以外は判断しません。検察官が審理に参加する場合には、検察官の意見も聴きます。検察官が訴えを提起した場合、最初の弁論は、検察官が行います。弁論終了後、裁判官は、特別会議室にて合議を行い、判決言渡しの段階に移ります。ウズベキスタンでは、裁判所の判決は法令の一部であるとみられています。裁判官は、特別会議室での合議終

了後直ちに法廷に戻り、判決を言い渡さなければなりません。特に難しい事件の場合、判決言渡しは、3日間まで延期することができます。裁判には、判決と決定の形式があり、事件を本質的に解決するのが判決であり、事件を本質的に解決しないものは決定です。

裁判、すなわち判決又は決定に不服がある場合、不服を申し立てることができます。不服申立期間には、制限があり、判決・決定後20日以内に不服申立てをしなければなりません。中間的な決定の場合、決定の日から10日以内に不服申立てをしなければなりません。

個人からの不服申立てには、複数の種類があります。不服申立てに基づき上級裁判所がすべき裁判及び審理については、法律に規定されています。それは、不服申立てをする者が、当事者であるのか、検察官であるのか、又は裁判官であるのかによって異なります。裁判官の不服申立てですが、当事者から不服申立てがされて上級審で審理がなされ、その結果、裁判を取り消すよう上級審が判断した場合に、取り消されるべき裁判をした裁判官が自分のした裁判を取り消したくないときは、再度の考案を求める権利があります。当事者又は検察官から不服申立てがされた場合、裁判をした下級裁判所は、10日以内に事件の記録を上級裁判所に送付しなければなりません。当事者の一方が不服を申し立てた場合、それを受理した裁判所は、自ら他の当事者にこれを通知しなければなりません。逆に、他方当事者には、上訴状の内容を知る権利があります。不服申立ては、控訴審・破棄審の権限を有する裁判所にしますが、上訴状は不服のある裁判をした下級審裁判所に提出します。不服のある裁判を言い渡した下級審裁判所は、上訴審の日時、場所を当事者に通知し、送達します。他方、不服申立てを受理した裁判所は、審理の準備を開始します。審理の前に、上級裁判所は、証拠を再収集したり、追加の証拠の有無を確認します。また、第一審裁判所の裁判の正しさの程度、どういう過程でそのような裁判になったのかを検討します。

控訴審に対しては、第一審裁判所が判決を言い渡してから確定するまで、20日以内であれば、不服を申し立てることができます。しかし、判決言渡しの日から20日が経過すると判決は確定します。その場合、そのときから1年以内であれば、控訴審ではなく破棄審に不服を申し立てることができます。破棄審の手続と控訴審の手続は、全く同じであり、不服申立期間だけが異なります。

さらに、上級の裁判機関として、監督審があります。当事者は、監督審に対して、不服を申し立てることができません。監督審に対する不服申立てをす

ることができるのは、特別の権限を有する公務員に限られています。監督審への不服申立てができるのは、タシケント市裁判所長、州裁判所長、最高裁判所長官及び副長官並びに検事総長及び次長検事です。地区間裁判所長は、破棄審及び控訴審に対する上訴はできますが、監督審への上訴はできません。つまり、例えば、州裁判所で控訴審ないし破棄審がなされ、それに対して不服があっても、地区間裁判所の所長は監督審への申立ての権限を与えられていないので、監督審への申立てはできません。監督審に対して異議申立てをすることができる期間には制限があり、判決確定後3年以内です。

既に申し上げましたように、最高裁判所には幹部会、総会及び合議体があります。最高裁判所の合議体は、下級裁判所の裁判に対する控訴審、破棄審及び監督審になります。最高裁判所の合議体は破棄審・控訴審を行っていて、当事者から不服の申立て等があれば、その場合の監督審は最高裁判所幹部会になります。幹部会の上の機関は総会です。第一審の手続は、単独の裁判官で審理を行っていますが、控訴審・破棄審・監督審は合議体で行われます。最高裁判所の合議体は、3名の裁判官で構成されています。幹部会の構成員には、なるべく多くの裁判官が加わらなければなりません。総会が監督審として審理をする場合の定足数は、最高裁判事の3分の2以上です。最高裁判事のほかに、カラカルパクスタン自治共和国の最高裁判所長官も最高裁判所の総会の構成員です。

破棄審・控訴審・監督審で出された判決に、下級審裁判所は従わなければなりません。破棄審・控訴審・監督審が、再度審理を行う必要があると判断した場合、その記録を第一審裁判所に差し戻すこととなります。その際に、第一審裁判所に対して、上級審が、証拠の利用等について指示を出すことはできませんし、予断を与えてもいけません。このことは法律に規定があり、裁判官は自立性・独立性が保障されています。監督審と破棄審・控訴審の違いですが、監督審は従前なされた裁判を有効であるとする裁判をすることができます。また、控訴審・破棄審では、追加的に証拠を提出したり、当事者の主張を再度聴く機会がありますが、監督審は不服の申立てに基づいて審理を行っています。監督審への申立てがされると、特別の権限を与えられている公務員は、判決の執行を一時的に中断させることができます。ただし、例外があり、判決の即時執行が規定されている事件についてはできません。どのような事件が判決の即時執行が規定されているのかですが、扶養料の請求、健康被害による損害賠償請求の事件です。監督審は、先ほど申し上げたとおり、不服の申立てに基づき審理をします。

第一審の手続が単独体で行われている場合、裁判官は、判決言渡しの際に判決書に署名をしなければなりません。控訴審と破棄審の場合、合議体を構成する裁判官全員が署名をしなければなりません。監督審の場合、監督審が行われている裁判所の長官が、署名しなければなりません。最高裁判所の民事事件の控訴審、破棄審あるいは監督審として審理を行っている合議体は、判決言渡しの際に、合議体を構成する裁判官全員が署名しなければなりません。幹部会が監督審を行う場合、幹部会の議長が、それに署名をしなければなりません。総会が監督審の役割をする場合、判決・決定が言い渡されてから、最高裁の長官と書記官が署名をしなければなりません。

それでは、非常に短いですが、ウズベキスタンにおける第一審、控訴審、破棄審及び監督審の手続に関する私のレポートを終わります。

(質疑応答)

司会：非常に短い時間に手際よく説明いただき、ありがとうございました。補足して説明をいたしますと、ウズベキスタンでは、検察官が国民に代わって民事事件の訴えの提起をする権限がありまして、それでバルキバエバ氏のお話の中に検察官が登場してきたものです。また、審理が終わった後、裁判官が部屋に入って合議をして、あるいは考えて、そのまますぐ判決を言い渡さなければならないという御説明がありましたが、ウズベキスタンの場合、裁判所は、一つの事件の処理が終わらなければ次の事件に当たってはならないというのが基本的なルールだそうです。それでは、バルキバエバ氏に御質問等ありますでしょうか。

Q. 控訴審手続は、比較的最近導入されたものであると伺っていますが、最近の控訴審及び破棄審の利用の状況、また、今後手続を変革するお考えがないのかについて、お伺いしたいと思います。

A. ウズベキスタンでは、控訴審及び破棄審は、最近導入された制度です。第一審においても、裁判官は和解を勧めています。しかし、第一審手続で和解が成立せず上訴がなされても、上訴審で和解が成立すればそれで訴訟は終了します。利用状況に関してですが、かつては破棄審がなかったため、監督審に係属する事件数が多かったのですが、破棄審が出来た現状では、監督審と破棄審を比べると破棄審の方が多く、破棄審と控訴審を比べると控訴審の方が多く利用されています。例えば、2年前は監督審で約100件の審理がされましたが、現在ではその半分になりました。

Q. ウズベキスタンは司法改革も進んでいると伺っています。現在は破棄審、控訴審、監督審という三つがあるのですが、将来的に手続を変えていく

というお考えはないのでしょうか。

A. 実務的には、破棄審と監督審は極めて類似の手続であって、上訴期間だけが異なります。ですから、将来的には、監督審はなくなるのではないのでしょうか。破棄審か監督審のいずれか一つにした方がよいと思います。

Q. ちなみに、バルキバエバ氏は、どちらを残すべきであるとお考えでしょうか。

A. それは一言では答えられません。なぜなら、今の段階では、両方とも必要であると思うからです。かつては破棄審と監督審しかなく、控訴審は最近出来たシステムです。かつて控訴審がなかった時代、破棄審は控訴審の役割を担い、監督審は破棄審の役割をも担っていました。現在でも、最高裁判所の総会は、監督審の役割を担っていますが、当事者は、監督審に対して不服を申し立てる権利がなく、監督審は特別の権限を与えられた公務員しか申し立てることができません。また、現在、最高経済裁判所の総会では、監督審はほとんど行われていません。そこで、将来的には、監督審のシステムはなくなるのではないかと思います。監督審のほかの問題点としては、当事者から何らの不服もないにもかかわらず、なぜ、記録を送付させて判決を是正する必要があるのかということです。当事者に利用されているのは控訴審又は破棄審であるので、監督審は不要ではないかと思いません。

Q. 現在は、監督審も破棄審も、裁判所が判決をして判決が確定した後でもう一度蒸し返すといえますか、やり直しができる手続になっていますが、これをやめるといえる考えはないのでしょうか。

A. 判決確定後であっても破棄審ないし監督審をすることができることは、現在でも重要なことであると思います。なぜなら、それは、当事者の一つの補足的な保障になるからです。判決確定後にその判決が取り消される場合は、現在でも少なくありません。ということは、裁判官に過失や間違いがあるということの意味しています。そこで、再度当事者に機会を与える意味で、判決確定後であっても破棄審ないし監督審ができるとされているのです。また、例えば、民事事件の審理に原告だけが出廷し、被告が欠席の場合、原告が同意をすれば被告欠席の場合でも審理を行い、判決を下しています。しかし、被告は欠席していたため判決を知らなかった場合に、不服申立てをしたくても控訴することができない場合があります。そこで、このような被告に追加的な機会を与える意味で、破棄審に不服を申し立てることができるとなりました。憲法、民法にも、かつての国家優位ではなく、個人の人権尊重が規定されております。破棄審・

監督審はもう一回機会を与えるのであって、現段階でそれをなくすことはできないと思います。

Q. 誤った判決を正す仕組みを置いておくことは必要ですが、普通の控訴や上告の中で行えばよく、それを一緒に考えるとよく分かりません。

A. 控訴は判決がまだ確定していないときにできますが、判決確定後、その判決の強制執行がされようとしているときに破棄審への申立てがあり審理がされていると、執行は一時的に停止されます。判決が確定後何もできなくなるのであれば、不便ではないかと思えます。日本では、控訴、上告ができますが、ウズベキスタンでは、控訴審又は破棄審のいずれか一方にしか申し立てることができません。期間に遅れば、破棄審しか行えません。日本では二回不服を申し立てる機会がありますが、ウズベキスタンでは一回しかできません。

コメント(日本): 確定後の蒸し返しをどの程度許すかについては、社会的な背景の違い等もあるかと思えます。

第 1 回ウズベキスタン国法整備支援研修

日時

平成14年11月 8 日午後 3 時～ 5 時

場所

法務総合研究所国際協力部国際会議室

発表

タシケント市経済裁判所副所長

ホルバイエフ ソピル パラトヴィチ

記録

大阪大学大学院法学研究科博士後期課程 大江 毅

ウズベキスタンにおける経済裁判所の役割

私の本日のレポートのテーマは、経済裁判所による中小企業支援及び経済裁判所と民事裁判所の違いについてです。

経済裁判所と民事裁判所は、どのようにして中小企業を支援するのでしょうか。はっきり申し上げますと、経済裁判所と民事裁判所の間に、それほど大きな違いはありません。例えば、企業家は、民事裁判所に審理してもらおうか、それとも、経済裁判所に審理してもらおうかとは考えていません。経済裁判所の審理と民事裁判所の審理に手続的な違いはありますが、いずれの審理であっても、法令に基づいてなされるものです。

経済訴訟法と民事訴訟法の違いについてお話します。例えば、破産事件は、経済裁判所でのみ審理されます。そして、経済裁判所が審理をすることのできる期間は30日、つまり、1か月間に制限されています。1998年に新しい経済訴訟法が制定されました。そこに、新たな条項が幾つか追加されました。それは、「裁判の命令」という条項でした。このような制度は、日本には存在しません。裁判所の命令を出せる機関は、経済裁判所です。被告が請求を認諾し、金銭を支払わなければならない場合、直ちに裁判所の命令が出されます。原告及び被告は、審理に呼び出されません。裁判所の命令には、執行力があります。審理開始後、10日以内に、裁判所の命令を出さなければなりません。審理といたしましても、皆さんが想像されているような審理ではありません。原告が「裁判所の命令」を求める申立てをした場合、その申立手数料は、訴え提起の場合の半額になります。1998年からこの裁判所の命令を使い始めましたが、当事者と裁判官にとって時間と費用の節約になるため、効果的に利用されています。

次に、経済裁判所がどのようにして中小企業の支援を行っているのかをみていきます。外国と同様、

ウズベキスタンにも、中小企業の支援を行うための様々なプログラムが制定されています。地方計画が策定されており、いかなる地方でも実施されています。社会学的な研究のデータによると、中小企業に最も有利な分野は、サービス分野、次いで商業であり、工業と農業がこれに続きます。

経済裁判所には、地区経済裁判所はありません。最高経済裁判所、カラカルパクスタン経済裁判所、州経済裁判所及びタシケント市経済裁判所しかありませんので、全部で14庁です。

1998年の大統領令により、経済裁判所には次のような権限が与えられました。すなわち、経済紛争の審理に伴う刑事処分、行政処分及び民事責任を課すことに関する権限です。2001年には、経済紛争の訴状は、経済裁判所に36,000件以上提出されました。金額は、総額で2,520億スムです。うち、3,000件以上の訴状が、中小企業からのものでした。中小企業の主体は、多くは被告として登場します。中小企業はまだ新しい形態であるため、しばしば法律違反が犯されています。そこで、中小企業のトップの法律的な知識を向上させ、法律サービスの増強を図る必要があります。

訴えの提起の際には、訴状に何をどのように記載するのかが尋ねられます。そこで、訴状に正しく記載するために、裁判官は、毎日、当番制で訴状への記載に関する質問や相談を受けたり、指導をしたりしています。一方、司法省の代表者も訴状の書き方等について、相談を受けたり、教えたりしています。また、司法省の代表者も訴訟に参加しています。しかし、司法省の代表者は、訴状の内容にまでは立ち入ってはならないことになっています。企業家が訴え提起の手数料を支払うことができないとき、司法省の代表者が原告に代わって当事者として訴訟に参加します。司法省の公務員であれば、訴訟手数料を納めなくてもよいことになっているからです。さらに、企業家を擁護するため、検察官も原告に代わって当事者として訴訟に参加します。日本では、民事事件・経済事件の審理に検察官は全く関与していないということを知りましたが、ウズベキスタンとは対照的です。検察官も、訴え提起の手数料を納めなくてもよいことになっています。例えば、今年の9か月間の実績で言いますと、タシケント市経済裁判所に対して、中小企業主の利益のために197件の訴状が検察官から提出されていて、33件の訴状が司法機関から提出されました。ウズベキスタン共和国全体で、2001年度に、検察庁の機関だけで2,565件の訴状が経済裁判所に提出されました。

経済裁判所は、企業構造をもっと支援するために、様々な援助の供与がなされています。そのために、判事は、経済法令の遵守に関する活動を定期的に実

施しています。私達が、大阪地方裁判所の判事に、何かプロパガンダをしているのかと尋ねたところ、プロパガンダは一切していませんとの答えであったこととは対照的です。ウズベキスタンでの2001年の実績をみると、ウズベキスタン全国規模で、経済裁判所の判事は、経営主体の集団に対して515回の講義を行いました。また、現行法の説明に関して、ラジオやテレビに65回出演しました。さらに、新聞・雑誌等のマスメディアに、64以上の判事の論文が掲載されました。ウズベキスタン共和国の最高裁判所は、タシケント国立大学と契約を締結し、経済法という講座を開設していますので、タシケント国立大学の法学部の学生は、経済法の講義を聴くだけではなく、深い実務経験を積んだ判事に接することができます。経済法の講義は、経済裁判所の裁判官だけが行っています。その他に、最高経済裁判所は、独自の教育センターを有しています。このセンターは、中小企業の経営者、法律家と契約を結び、再教育コースを開設しています。このコースはタシケント市だけではなく、共和国の各州で実施されています。最高経済裁判所の教育センターでの講義の講師は、ほとんど経済裁判所の判事が担当しています。その他、経済裁判所は、様々なセミナーや会議を頻繁に行っています。また、新しい法案が作成された場合や経済問題が生じた場合、しばしばディスカッションが行いますが、その際には銀行、行政機関等からも多くの参加者を招き、質問等にも答えるほか、訴訟実務の問題点についても議論しています。判事が直接経済主体と話し合いを行うことによって、現行の経済法にどのような問題があるのかを知ることができ、経済紛争の解決にも役立ちます。

1990年から、ウズベキスタン共和国では、より中小企業を支援するために、裁判所に対する訴え提起の手数料率が大幅に下げられました。従前は、請求金額の10パーセントとされていましたが、現在は、訴状に記載されている訴訟の目的の価額によって金額を決めます。例えば、請求金額が100万スム未満であれば、訴え提起の手数料は3パーセントです。100万スム以上1000万スム未満であれば、訴え提起の手数料は2パーセントです。1000万スム以上であれば、1パーセントになります。また、ウズベキスタン共和国の国家経済の基は農業ですので、請求金額にかかわらず、農業企業は、訴え提起の手数料は1パーセントに設定されています。個人事業主が訴えを提起する場合にも、手数料に関して、様々な特典があります。手数料額を納めることができない個人事業主の場合、裁判所は手数料を免除して審理をし、被告から手数料を取ります。監督機関又は責任ある公務員の越権行為であるとして訴えを提起する場合の手数料は、払わなくてよいことになっています。

零細企業と小企業については、税金についても優遇されています。税金のシステムは複雑であり、様々な税金があるのですが、零細企業・小企業の経営者は、全部の税金を支払うか又は別に制定されている一つの税金だけ納付するか選択することができます。つまり、税金のシステムは二つに分かれており、経営者はどういう方法で税金を払うかを選ぶことができます。例えば、税金が10種類あるとして、その10種類の税金を全部払うか又はそれとは別に確定している一つの税金だけ納付するかを選ぶことができるのです。

(質疑応答)

Q.「確定している」というのは「定額」という意味ですか。

A. 確定しているというのは、一つの種類の税金だけ一括払いで支払うという意味です。十種類の税金を別々に支払うか、それとは別に一種類の税金を一回払うだけで終わるかということです。税額が定額であるという意味ではありません。それは、企業の活動の分野によって、安くなることもあるし、高くなることもあります。だから、企業家は自由に選べることになっています。しかし、平均してみると、確定している税金の方が少し安くなっており、多くの小企業がそれを使っています。

農業の中小企業は、土地の税金しか払っていません。もっと中小企業を支援するために、今いろいろな税金のシステムも改善されていて、もし、特典とか減免が与えられたときは、その後2年間は新しい法律に従って税金を払うことになっています。

ウズベキスタン共和国により多くの外資を導入するため、外国人投資家の権利を保護し擁護する措置を定めた法律が制定されています。投資に関して、法改正が頻繁にされるのですが、新法には、今後の新法が外国人投資家の条件を不利にする場合には、その後10年間は旧法が適用される旨が規定されています。このため、内国の投資家には、外国人の投資家が優遇されているのに内国投資家は有利な扱いをしてもらえないという不満があります。しかし、外資を更に導入しなければ経済が発展しないため、国は、誘致のための措置などの法律を制定しています。ウズベキスタン共和国は、現在、市場経済化に向かう途上にありますので、外国人の投資は非常に必要です。

ウズベキスタン共和国で、会社設立の手続は改善されており、新たに中小企業等を設立する経済主体者の会社設立手続は、簡素化されました。2001年10月1日より、ウズベキスタン共和国で企業設立の登記における「一つの窓口」という原則が施行されました。従前は、企業設立等の際には、30日間の期間

内に、様々な窓口申請をしたり、手続を踏む必要がありました。さらに、企業設立後も、他の国家機関に登録をしなければなりません。手続簡素化の後には、「一つの窓口」にすべての書類を提出すれば登録が完了することとなりました。この「一つの窓口」になっているのは、地方自治体レベルでは市役所・区役所及び司法機関です。個人事業主の場合には、8日以内にすべての手続が終わり、他の機関にも自動的に登録がなされて終了します。法人の場合には、12日以内にすべての手続が終了します。

しかし、もちろん登録後の企業活動に関して、ウズベキスタンにも問題が残っています。例えば、民間企業が払わなければならない税金の率は、まだまだ高いです。この点、ごく最近、ウズベキスタンのカリモフ大統領は、税率をもっと下げろという命令を出したので、関係機関はそのための法案作成に追われています。また、他の問題として、現在でも上からの命令方法が残っているという点があります。これは、旧ソ連邦のシステムから残った問題です。例えば、現行法ではできないはずなのですが、公務員が勝手に民間企業に審査に入ったり、圧力をかけたりするといったものです。ウズベキスタン司法省は、公務員ないし責任者が自己の職権を越えないように審査をしています。

更なる問題は、先ほど申し上げましたように、経済裁判所は、州レベルの経済裁判所しかないことにあります。近時、中小企業や民間企業はますます進展しており、当然のことながら、経済紛争も増加しています。ところが、州にしか経済裁判所がないため、遠い経済裁判所にまで行かなければならないとか、当事者が法廷に出廷することが困難になるという問題が生じています。そこで、逆に、州の経済裁判所の判事が、経済紛争が起きた場合にはそこに向いて審理を開きます。判事が当事者のところに行くのは、第一審手続だけでなく、控訴審・破棄審の場合にも用いられています。

また、物的資源の不足が問題です。機材は非常に高価で入手困難であり、企業自体を設立することが難しいことが非常に問題になっています。リースというシステムはほとんどウズベキスタンでは発展していません。バーターシステム（物々交換）は、ウズベキスタンでは禁止されています。銀行を通じて決済しなければならないのです。小企業と大企業の交流は、ほとんど進められていません。そういった交流自体は、社会問題の解決になりますし、失業者に仕事を提供できることにもなり、国家にとって非常に好ましいことなのですが、国家が発注する場合には、大企業にしか発注していません。

もう一つの問題としては、中小企業の経営者や中小企業で働いている人たちの法律理解力が低いため、

しばしば経済紛争が発生していることにあります。一方で、法律理解のレベルが低いということの他の理由は、法律がほとんど毎日のように改正されていることにあります。ウズベキスタンでは、中小企業に自由に活動させようとしています。企業の登録の際、提出書類にはどんな活動をするかを記載し、それが国によって禁止されていない活動であれば行ってよいことになっています。そして、銀行は監督機関として使われていません。企業家の資金がどのように動いているのか、銀行からは監督できないことになっています。また、法律により、ウズベキスタンの企業間で取引をする場合、例えば、何か物を買ったり、サービスを提供したりするとき、必ず15パーセントの前払いをすることを義務付けています。しかも、残金は、取引成立後90日以内に支払わなければならないとされています。もし支払いを怠った場合には、行政的な処分がなされます。こうやって、取引の代金が確実に支払われるようにしているのです。

以上で私の発表を終わらせていただきます。

（質疑応答）

司会：どうもありがとうございました。若干補足いたしますと、経済裁判所から大学に教えに行っているというお話がありましたが、ウズベキスタンの場合は、経済裁判所に限らず、他の裁判所や検察官も大学で教えている例が多く、今日来ているウズベキスタンの皆さん方も、正に時々大学で教えている方々でございます。それから、ウズベキスタンの通貨スムの換算レートですが、10スムがおおよそ1円です。それでは、全体の質疑に入らせていただきたいと思います。

Q. バルキバエバ氏にお尋ねしたいと思います。第一審の審理の準備についてお伺いしたいのですが、審理の準備で証人尋問もすることがあるとお話しになったと思うのですが、それはほとんどの事件で証人尋問がされているということなのでしょうか。それから、例えば、原告が必要だといった証人を審理の準備段階で証人尋問した場合、被告には立ち会う権利があるのでしょうか。その二点をお伺いしたいのですが。

A. 準備期間に裁判官は審理の準備をするのですが、それは、訴状や記録を読んで、弁論の段階で何を尋ね、確認しなければならないのかを検討するものです。

Q. 審理の準備の段階で証人尋問をすることはないのでしょうか。

A. 証人尋問は直接行われていませんけれども、審理の準備期間に、裁判官は、だれを証人として使うかとか、第三者としてだれを使うか、あるいは審査員や検査員としてだれに参加してもらうのか

などの名前だけは決めます。

Q. 例えば、証人に尋問するかどうかは別として、証人尋問に当たって、準備の期間に、証人から事情を聞くことはあるのでしょうか。準備の期間に証人にインタビューをすることはありますか。

A. 名前だけを決めていて、インタビューは行いません。

Q. 私の質問は、最高裁判所の法令適用の統一機能についての質問であります。具体的には、ウズベキスタンでは判例の拘束性が認められているのか、それはどの程度であるのかという点です。日本では、最高裁判所が判決の中で述べた理論、あるいは判決から導き出される理論というものは非常に尊重されていまして、高等裁判所や地方裁判所だけでなく、最高裁判所もそれを動かすことはあまりしていません。また、そのために、最高裁判所がどのような判決をしたのかということが、判例集という本になって発行されています。このような点は、ウズベキスタンではどのように行われているのでしょうか。

A. 私達は、判例ではなく、法律に基づいて判決を出します。民事の事件において直接の適用法条がない場合、裁判は、民法6条に定められている「同様の法律」という条文に基づいて判決を出しています。つまり、判例ではなく、同様の法律です。もし、事件のときに同様の法律を使えないときは、それは仕方がないので、現行の法律に基づいて裁判をすることになっています。そして、最高裁判所にある総会が判決を出せば、だれも取り消すことができません。民事事件だけでなく、刑事事件、行政事件に関しても、この判決は非常に尊重されていて、だれも取り消すことはできないのです。そして、総会の判決は編纂されます。法曹は、それを判例とは言わないのですが、同様の法律として使っております。ということで、判例は使っていません。最高裁判所の総会のした判決や決定は、下級の裁判所にとっては、必ず使わなければならない法律のようなものになります。しかし、判例という言葉は使わずに、同様の法律と言っていきます。判例に基づいて判決を出しません。

Q. 最高裁判所の総会が示された理論は、他の裁判所及びその後の裁判において尊重されているということでしょうか。

A. そのとおりです。

Q. 経済裁判所の実情について二つ、それから、民事裁判所と経済裁判所の権限・管轄をより深く理解するための質問をしたいと思います。まず、実情のことですが、ウズベキスタンの企業と外国の企業とが争って経済裁判所で採り上げられた具体的な事例として、どのようなものがあるのでしょうか。

うか。また、ウズベキスタンの企業とウズベキスタンの国家との間で経済問題について争いがあり、経済裁判所で扱った事例がありますでしょうか。それから、登録されている個人企業で働いている労働者が、事故を起こして登録されているウズベキスタンの労働者にけがをさせたというときに、どの裁判所に訴えを提起するのでしょうか。

A. まず、裁判権の質問から答えたいと思います。経済裁判所では、法人と個人の争いも審理されています。例えば、もし何らかの事故が発生し、それにより損害を与えられたのが他の企業に属している車や労働者であれば、経済裁判所が審理を行います。個人が損害を与えられた場合、又は個人事業主であるか、又は個人が含まれる場合は、その事件は民事裁判所で審理されています。1番目の質問についてですが、例えば、ウズベキスタンの企業と外国企業の間の契約の解除や無効に関する紛争は、経済裁判所で審理されています。例えば、最近、タシケント経済裁判所では、ある外国の会社とその子会社との間で、商品の配達が遅れたため、紛争が発生しましたが、この事件は経済裁判所で審理されました。この子会社は、形式こそ外国会社の子会社になっているのですが、ウズベクの資本がほとんどを占めていますので、ウズベキスタンの企業とみてよいものでした。

2番目の御質問ですが、例えば、ウズベキスタンでは企業と国家、特に税務署との間で紛争が頻繁に発生していますが、そのときにも、経済裁判所が審理を行っています。なお、外国の企業が訴えを提起した場合の手数料はいくらかと言いますと、外貨で請求されている場合はその金額の10パーセントです。しかし、ウズベキスタンの通貨スムで請求しているときは、ウズベク企業と同様に扱います。

司会：3番目の質問の答えがはっきりしなかったように思うのですが、企業で働いている労働者が他の企業の労働者にけがをさせた場合には、どこの裁判所で審理をするのですか。

A. そのときには、民事裁判所が審理します。なぜなら、損害は企業に与えられたのではなく、個人が損害を受けたものであって、企業はそれに関係がないので、民事裁判所がこの事件を管轄します。

Q. 先ほど、企業対個人でも経済裁判所が管轄することはあると言われましたが、それはどんな場合でしょうか。

A. 例えば、ある企業の労働者がけがをさせられた場合には民事裁判所で審理しますが、車がぶつかり、けがを負わせた場合には、車は企業のものであることから、経済裁判所が審理します。経済裁判所と民事裁判所のいずれの管轄に属するのかは、

主体がだれであるのかによって決まります。紛争の内容は、日本と違って関係がありません。

司会：本日はブハラ州経済裁判所のアジーモフ裁判官にも来ていただいておりますが、外国企業とウズベクの企業の争いの例について、ブハラ州では、何か事例はないでしょうか。

A. (アジーモフ) 例えば、イタリアの企業家が酒を輸入し、税関から出そうとしたときに、税関の手続が遅く、何かとやかましくされ、酒を受け取ることができなかつたとして、訴えが提起されたという例があります。審理の結果、この税関の職員の越権が認められ、処分されました。

Q. 国内の企業者が、外国の企業者が優遇されていて不満に思っているというお話がありました。具体的には、どのような優遇がされているのでしょうか。

A. 例えば、先ほど申し上げたように、投資家の活動を管理する様々な法律がありますが、新法が投資家を不利な条件に置くものであって、旧法が投資家に有利なものであるときは、外国人投資家に対しては、10年間に限り、旧法が適用されます。しかし、内国企業家に対しては、そのような優遇は全くありません。

Q. 何か具体例はありますか。

A. ウズベキスタン劇場という組織があり、このウズベキスタン劇場に、幾つかの附属合弁会社が入っています。これは、企業が設立されてから5年の間、様々な税制上の特典、例えば、品物を輸

入する際の関税やその他の税金が減免されるという措置を与えるというものでした。それは、1998年の法令によって、そのような特典が制定されてきました。この法律によりこのような特典が与えられていたのは、ウズベキスタン劇場の合弁会社だけではなく、障害者を雇用している新設企業にも認められていました。ところが、2000年に法律が改正され、その結果、一部を除きこのような特典が廃止されました。そのため、ウズベキスタン劇場の合弁会社も税金を高く払うことになりました。ウズベキスタン劇場の子会社は合弁会社だったので、そこに外国人の資金も入っていました。そこで、過払いした税金の還付を求める訴えが提起されました。審理の結果、経済裁判所は、税務署に対して、過払いした税金の還付を命ずる判決をしました。なぜなら、外国人の投資が入っているので、旧法が適用されるからです。

司会：分かりました。税法上の特典ということですね。

Q. 経済裁判所という考え方は、ウズベキスタンだけではなく、キルギスタンその他の中央アジアの国に共通しているのでしょうか。

A. カザフスタンでは、経済裁判所と民事裁判所は一緒になり、最高経済裁判所は最高裁判所と合併しました。カザフスタンの最高裁判所では、特別合議体が経済紛争の審理をしています。キルギスタン、トルクメニスタン及びタジキスタンには経済裁判所が存在していますが、経済裁判所ではなく、仲裁裁判所という名称です。

~ @閑話 ~

~ @閑話 ~

ウズベクからコザックまで

中央アジアといえば遊牧民族と思いがちだが、ウズベキスタンは、この辺りでは唯一農耕民族である。ウズベクの意味は「私が王」「自分の支配者は自分」。つまり中心・中央ということであろう。隣国カザフスタンのカザフは「はぐれ者」というイメージの言葉だそう。確かに、カザフスタンは古くはウズベキスタンから分離した国である。

カザフという言葉がロシアに流れて変形したものが、ロシアにおけるコザックだという。コザックは帝政ロシア時代の騎兵隊であり、遊牧民族との関係を伺わせる。皇帝の親衛隊の地位を獲得する以前は、乱暴狼藉を働く輩であったというから、はぐれ者か？

しかし、カザフはウズベクから見ると蔑称であろうが、カザフ人がこれを使うのは妙である。カザフから見ればウズベクのように土地に縛られた農耕ではなく、遊牧をする自由人とか、「はぐれ」転じて独立なる意味があるのではと想像たくましくしてしまう。